

第 1 章 申請手続き及び方法

第 1 節 製造所等の設置又は変更許可申請

1 設置又は変更の申請区分

製造所等の設置又は変更許可申請は、次の区分によること。

(1) 設置許可申請の対象となるもの

- ア 製造所等を設置しようとするとき。
- イ 製造所等に移転しようとするとき。
- ウ 製造所等の区分を変更しようとするとき。

※ 参考通知

「屋外タンク貯蔵所の位置の変更」(S. 52. 10. 12 消防危第 149 号質疑)

(2) 変更許可申請の対象となるもの

- ア 製造所等の位置、構造又は設備を変更しようとするとき。ただし、製造所等における軽微な変更工事に該当するものを除く。(執務資料編 2「製造所等における変更工事の取扱い」参照)
- イ 火災等の事故により製造所等の構造又は設備の一部を破損したものを修復しようとするとき。ただし、製造所等の区画内において、消防法以外の法令(高圧ガス保安法、毒物及び劇物取締法等)のみによる設備等の修復で、他行政機関が修復を認めた場合を除く。

なお、修復内容については、資料提出を行なうこと。

ウ 製造所等の細区分を変更しようとするとき。

エ 危険物の種類、数量を変更することにより、位置、構造又は設備が変更される場合で、規制が強化されることとなるとき。

オ 屋外タンク貯蔵所のタンク本体のみを建て替える場合で、建替後の屋外貯蔵タンクの直径(横型のタンクにあっては、縦及び横の長さをいう。)及び高さが建替前の直径及び高さと同規模以下であるとき。(H. 11. 6. 15 消防危第 58 号質疑)

カ 簡易タンク貯蔵所又は屋外貯蔵所の向きを変え、区画を変更し、又は位置をずらす等その設置場所で位置、区画を変更しようとするとき。

なお、簡易タンク貯蔵所については、同一敷地内でその設置場所を変更する場合を含む。

キ 移動タンク貯蔵所の常置場所を変更(徳島市管轄内への転入を含む。)しようとするとき。ただし、同一敷地内における常置場所の変更は除く。

ク 移動タンク貯蔵所の移動貯蔵タンクを積載する車両又は移動貯蔵タンクを交換しようとするとき。

(3) 複数の変更工事について、それぞれ変更許可を行う場合の手続き

ア 複数の変更許可申請を行うことができる変更工事は、一の製造所等において、設備機器の配置、関連性等を勘案して相互に区別することができるものが該当するものであること。

イ 区別することができる変更工事については、一の変更許可申請によるほか、申請者の選択により当該区別することができる変更工事ごとの申請もできることとする。

ウ 最終の完成検査申請時までにはすべての変更許可申請に係る図面等の統一整合化を図ること。

ただし、複数の変更工事が終了した後の最終の図面等を利用して、個々の変更許可申請に係る変更工事の内容であることが「変更工事の年月及び名称等」を記載することにより明確に把握できるようにした場合は、最終図面等をもって各変更許可の資料とすることができるものとする。

なお、「図面等」には、図面のほか、機器リスト等が該当するものであること。

(4) その他

ア タンクコンテナ式移動タンク貯蔵所については、執務資料編 7「タンクコンテナ式移動タンク貯蔵所の許可等の運用基準」によること。

イ 製造所等の変更許可の手続きを要しない軽微な変更の範囲については、執務資料編 2「製造所等における変更工事の取扱い」によること。

2 申請の方法

製造所等の設置又は変更許可申請は、次に掲げる方法によること。なお、品名、数量、倍数、形態等により申請者が製造所等の細区分を選択できるものであること。

(1) 製造所

ア 政令第 9 条（製造所の基準）第 20 号の危険物を取り扱う附属タンクを含めて一の製造所（一工程又は一棟）ごとに申請すること。

イ 高引火点危険物のみを 100℃未満の温度で取り扱う製造所の満たすべき技術上の基準としては、政令第 9 条第 2 項（規則第 13 条の 6）の特例基準又は政令第 9 条第 1 項の基準のいずれかを設置許可又は変更許可の申請者において選択できるものであること。

（H. 1. 3. 1 消防危第 14 号、消防特第 34 号通知）

(2) 屋内貯蔵所

ア 一の貯蔵所（一棟）ごとに申請すること。

なお、隔壁で区画された二室以上の貯蔵場所がある場合であっても一の貯蔵所として申請すること。

イ 政令第 10 条第 3 項の屋内貯蔵所を 1 の建築物の同一の階に隣接しないで 2 以上設置する場合は、それぞれを一の貯蔵所として申請すること。（H. 1. 7. 4 消防危第 64 号質疑）

ウ 指定数量の倍数が 50 倍以下の屋内貯蔵所の満たすべき技術上の基準としては、政令第 10 条第 1 項の基準又は第 4 項（規則第 16 条の 2 の 3）の特例基準のいずれかを設置許可又は変更許可の申請者において選択できるものであること。ただし、指定過酸化物又はアルキルアルミニウム等を貯蔵し、又は取り扱う屋内貯蔵所を除く。

（H. 1. 3. 1 消防危第 14 号、消防特第 34 号通知）

エ 高引火点危険物のみを貯蔵し、又は取り扱う屋内貯蔵所の満たすべき技術上の基準としては、政令第 10 条第 5 項（規則第 16 条の 2 の 4 から第 16 条の 2 の 6 まで）の特例基準又は政令第 10 条第 1 項、第 2 項及び第 4 項の基準のいずれかを設置許可又は変更許可の申請者において選択できるものであること。

（H. 1. 3. 1 消防危第 14 号、消防特第 34 号通知）

オ 荷積み待ち等により、危険物を収納したタンクコンテナを一定の場所に相当期間とど

める場合については、仮貯蔵承認申請によることもできるものであり、仮貯蔵承認申請とするか、又は屋内貯蔵所の許可申請とするかについては申請者の選択によることができるものであること。
(H. 10. 3. 27 消防危第 36 号通知)

なお、タンクコンテナによる危険物の仮貯蔵承認申請については、第 3 節 3 タンクコンテナによる危険物の仮貯蔵承認申請によること。

カ 危険物貯蔵数量の算定にあたっては、貯蔵容器の内容積と容器の数の積とするが、許可数量を超えないように事業者側で厳密に管理され、その記録が立入検査等の際に確認できるのであれば、実際の数量をもって貯蔵数量として差し支えない。ただし、不審な点がある場合その他必要な時に立入検査等で精査することを妨げるものではない。

(3) 屋外タンク貯蔵所

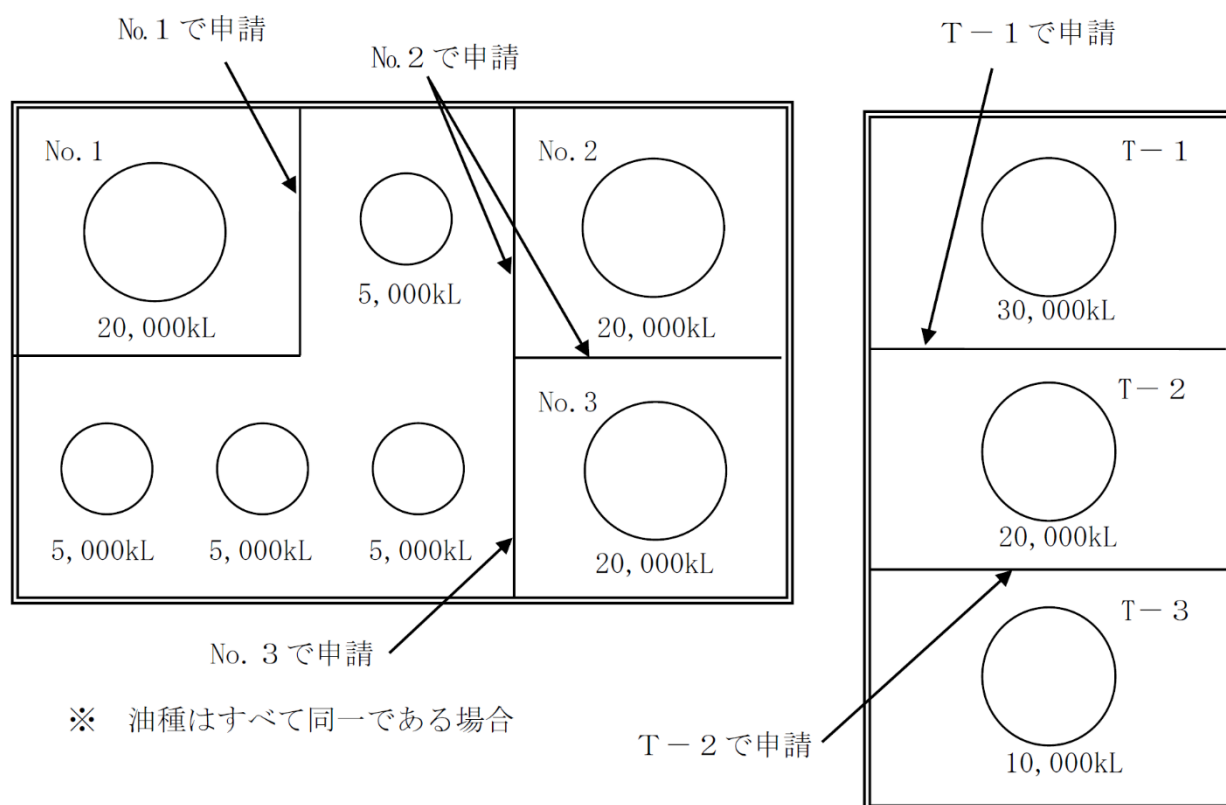
ア 貯蔵タンク 1 基ごととし、同一防油堤内に 2 基以上ある場合でも 1 基ごとに申請すること。ただし、共用の注入口、ポンプ設備等に係る変更許可申請は、主たるタンク（貯蔵危険物の種類、数量により指定数量の倍数が最も大なるタンクをいう。以下同じ。）の附属設備として申請し、その他の貯蔵タンクは資料提出によること。

なお、主たるタンク以外のタンク本体等に係る変更工事と共用の注入口、ポンプ設備等に係る変更工事を同時に行う場合にあっては、この限りでない。

イ 既設防油堤を変更する場合は、変更する防油堤内に設置されている貯蔵タンクのうち主たるタンクを変更許可申請し、その他の貯蔵タンクは、資料提出によること。

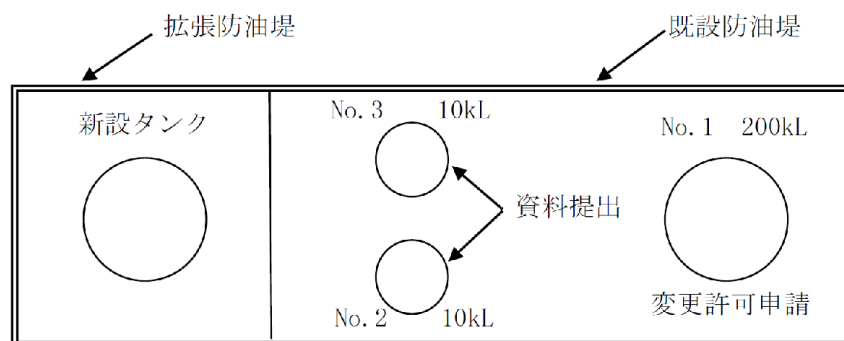
なお、仕切堤の新設又は改修する場合の手続きについても同様とすること。

(第 1－1－1 図参照)



第 1－1－1 図

ウ 既設防油堤を拡張して屋外貯蔵タンクを新設する場合は、拡張する防油堤内に設置されている既設屋外貯蔵タンクのうち主たるタンクを変更許可申請し、その他の貯蔵タンクは、資料提出によること。（第1-1-2図参照）



※ 油種はすべて同一である場合

第1-1-2図

エ 既設防油堤内に当該防油堤を変更することなく、屋外貯蔵タンクを新設（建替えを含む。）する場合は、既設屋外貯蔵タンクは変更許可の申請は必要なく、資料提出によること。

オ 防油堤（仕切堤を含む。）の配管貫通部の保護措置を講ずる場合は、保護措置をする防油堤内に設置されている屋外貯蔵タンクのうち主たるタンクを変更許可申請し、その他の貯蔵タンクは、資料提出によること。

ただし、配管の変更に伴い新たに既設防油堤を貫通することとなる場合は、当該配管に係る屋外タンク貯蔵所のうち主たるタンクを変更許可申請し、その他は資料提出によること。

カ 高引火点危険物のみを100℃未満の温度で貯蔵し、又は取り扱う屋外タンク貯蔵所の満たすべき技術上の基準としては、政令第11条第3項（規則第22条の2の3）の特例基準又は政令第11条第1項の基準のいずれかを設置許可又は変更許可の申請者において選択できるものであること。（H. 1. 3. 1 消防危第14号、消防特第34号通知）

※ 参考通知

「危険物の規制に関する政令及び消防法施行令の一部を改正する政令等の施行について」（S. 52. 3. 30 消防危第56号通知）

「危険物規制事務に関する執務資料（屋外タンク貯蔵所及び一般取扱所関係）の送付について」（H. 11. 6. 15 消防危第58号質疑）

「屋外貯蔵タンクの変更工事について」（R. 2. 3. 27 消防危第89号質疑）

(4) 屋内タンク貯蔵所

貯蔵タンクの設置基数にかかわらず、タンク専用室ごとに申請すること。

(5) 地下タンク貯蔵所

貯蔵タンク1基ごとに申請すること。ただし、次のいずれかに該当する場合は、一の地下タンク貯蔵所として申請することができる。（S. 54. 12. 6 消防危第147号質疑）

なお、指定数量未満の地下貯蔵タンクを2基以上設置する場合でその貯蔵量を合算して指定数量の倍数が1以上となる場合は、一の地下タンク貯蔵所として申請すること。

- ア 2以上の地下貯蔵タンクが同一のタンク室に設置されている場合
- イ 2以上の地下貯蔵タンクが同一の基礎上に設置されている場合
- ウ 2以上の地下貯蔵タンクが同一のふたで覆われている場合

(6) 簡易タンク貯蔵所

簡易タンク 1基ごとに申請すること。ただし、2以上の簡易タンクを設置する場合は、タンク専用室ごと、又は屋外にあっては塀、コンクリート舗装又は排水溝で区画された部分を一の簡易タンク貯蔵所として申請することができる。

(7) 移動タンク貯蔵所 (H. 9. 3. 26 消防令第 33 号通知)

ア 移動タンク貯蔵所の許可は、移動貯蔵タンクを固定する一の車両毎に行うこと。

被けん引車のけん引車は一の車両に限られるものでなく、複数の車両をもって許可できるものであること。

けん引車の新設及び廃止（増設又は減少）については、資料提出は不要であること。

イ 常置場所の変更に伴う変更許可申請

(ア) 移動タンク貯蔵所の常置場所の位置の変更は、変更許可申請を要し、当該申請は、変更後の常置場所を管轄する市町村長等に行うこと。ただし、同一敷地内の常置場所の位置の変更は、資料提出とすること。

(イ) 常置場所の位置の変更に際し、変更後の常置場所を管轄する市町村長等が変更前と異なる場合（以下「行政庁の異なる常置場所の変更」という。）には、変更許可申請にあたって、変更前の最新の許可書、これに添付されていた申請図書（常置場所に係る図書を除く。）、タンク検査済証及び完成検査済証のそれぞれの写しを添付すること。

なお、当該申請書に変更前の許可書（原本）、タンク検査済証（正）及び完成検査済証（原本）を添付することができるものであり、この場合には、当該申請書を許可書に添付し申請者に交付すること。

また、完成検査済証の記載事項に変更のある場合は、その経緯を示す届出書類（例えば、危険物貯蔵所品名、数量又は指定数量の倍数変更届出書、変更届出書等）の写しを添付すること。

ウ 行政庁の異なる常置場所の変更時に係る譲渡引渡届出に係る手続等

次の（ア）、（イ）のいずれかの方法により行い、行政庁の異なる常置場所の変更に伴う行政機関相互の連絡は（ウ）によること。

(ア) 変更前の常置場所を管轄する市町村長等に譲渡引渡届出を行う場合

a 行政庁の異なる常置場所の変更と移動タンク貯蔵所の譲渡又は引渡を同時に行う場合は、原則として譲渡引渡届出を変更前の常置場所を管轄する市町村長等（以下「旧行政庁」という。）に対し先行して行うこと。この場合、譲渡引渡届出は、譲渡引渡届出書等に返信用封筒を同封して郵送により行うことができること。

b 旧行政庁は、内容を審査のうえ受理し、速やかに譲渡引渡届出書を届出者に返すこと。

なお、郵送等により譲渡引渡届出を受理したときは、当該届出書に同封された返信用封筒により届出者に郵送すること。

c 当該移動タンク貯蔵所の変更後の常置場所を管轄することとなる市町村長等（以

下「新行政庁」という。)は、移動タンク貯蔵所の譲受人又は引渡を受けた者から移動タンク貯蔵所の常置場所の位置に係る変更許可申請がなされたときは、当該移動タンク貯蔵所の位置、構造及び設備が政令第15条等に定める基準に適合していることを確認し、かつ、旧行政庁から返される譲渡引渡届出書により譲渡又は引渡の届出がなされていることを確認すること。ただし、当該届出をaの郵送により行った場合で旧行政庁から譲渡引渡届出書が返されていない場合は、配達証明等の確認によることができること。

d 許可時に譲渡引渡届出の確認を配達証明等により行った場合において、許可を行った後、旧行政庁から譲渡又は引渡を受けた者に対しbにより譲渡引渡届出書の郵送があったときは、当該譲渡引渡届出書を改めて確認すること。

(イ) 新行政庁に譲渡引渡届出及び変更許可申請を同時に行う場合

許可申請書に譲渡又は引渡を行おうとする者が譲渡又は引渡を受ける者に対し変更許可に係る手続に関する権限を委任することを証する書面(委任状)を添付した場合に限り、移動タンク貯蔵所の譲渡又は引渡を受けようとする者は、直接新行政庁に対し常置場所の変更許可申請と譲渡引渡届出を同時に行うことができること。

(ウ) 行政機関相互の連絡

新行政庁が行政庁の異なる常置場所の変更に係る許可をした場合は、新行政庁から旧行政庁に対し、その旨を通知すること。この場合において、受取人に渡るまでの間に、不正な改ざん等が行われていないことが確認できる場合は、ファクシミリ等簡易な方法により、行うことも可能であること。

なお、文書による通知の様式は、別記様式1によること。(H.14.2.26 消防危第28号通知)

(イ) 譲渡引渡に伴う完成検査済証の交付

行政庁の異なる常置場所の変更に係る完成検査済証の交付については、(ア)cの配達証明等により譲渡引渡届出を確認している場合にあっては、(ア)dの譲渡引渡届出書が確認できた後でなければ行うことができないこと。

(8) 積載式(タンクコンテナ式)移動タンク貯蔵所(H.4.6.18 消防危第54号通知)

ア 積載式(タンクコンテナ式)移動タンク貯蔵所については、上記(7)の例によるほか次によること。

イ 積載式移動タンク貯蔵所に対する移動タンク貯蔵所としての許可件数は、当該車両の数と同一であること。

ウ 積載式移動タンク貯蔵所に同時に積載することができるタンクコンテナの数は、タンクコンテナの容量の合計が30,000L以下となる数とするが、更に設置者がその数以上の数のタンクコンテナ(以下「交換タンクコンテナ」という。)を保有し、かつ、当該車両に交換タンクコンテナを積載しようとする場合は、(7)当該積載式移動タンク貯蔵所が設置許可を受ける前にあっては、交換タンクコンテナを含めて当該積載式移動タンク貯蔵所の設置許可を、(イ)設置許可を受けた後にあっては、交換タンクコンテナを保有しようとする際に、当該積載式移動タンク貯蔵所の変更許可を、それぞれ受けるものとする。

エ 上記ウの許可を受けた積載式移動タンク貯蔵所のタンクコンテナは、他の積載式移動

タンク貯蔵所のタンクコンテナと当該タンクコンテナが緊結装置に同一性をもつものである場合には、既に許可を受けた当該他の積載式移動タンク貯蔵所の車両にも積載することができること。この場合において、当該タンクコンテナは、当該他の積載式移動タンク貯蔵所の移動貯蔵タンクとみなされるものであること。

オ 積載式移動タンク貯蔵所において貯蔵する危険物の品名及び貯蔵最大数量がタンクコンテナを積載するたびに異なることが予想される場合は、(7) 当該積載式移動タンク貯蔵所が設置許可を受ける前にあっては、貯蔵することが予想されるすべての品名及び貯蔵最大数量について、当該積載式移動タンク貯蔵所において貯蔵する危険物の品名及び貯蔵最大数量として設置許可を、(イ) 設置許可を受けた後にあっては、貯蔵することが予想されるすべての品名及び貯蔵最大数量について、法第11条の4に定める届出を、それぞれ必要とするものとする。

カ 積載式移動タンク貯蔵所のタンクコンテナの車両、貨車又は船舶への荷積み又は荷卸しに伴う当該タンクコンテナの取扱いは、当該積載式移動タンク貯蔵所の危険物の貯蔵に伴う取扱いと解されること。

キ 積載式移動タンク貯蔵所の車両からタンクコンテナを荷卸しした後において再びタンクコンテナを積載するまでの間、当該車両を通常の貨物自動車としての用途に供する場合は、当該積載式移動タンク貯蔵所について法第12条の6に定める用途廃止の届出を要することなく、当該車両を貨物自動車の用途に供することができるものであること。

ク 積載式移動タンク貯蔵所のタンクコンテナを車両、貨車、船舶等を利用して輸送し、輸送先で他の車両に積み替える場合に、輸送先の市町村において許可を受けた積載式移動タンク貯蔵所がない場合は、当該タンクコンテナと他の車両とで一の積載式移動タンク貯蔵所として設置許可を受けることができるものとし、完成検査については、タンクコンテナを車両に固定した状態での外観検査により行うもので差し支えないものであること。この場合において、規則第24条の5第4項第4号の表示について輸送先の許可に係る行政庁名及び設置の許可番号の表示は不要とすること。

ケ その他、執務資料編7「タンクコンテナ式移動タンク貯蔵所の許可等の運用基準」によること。

(9) 国際輸送用積載式移動タンク貯蔵所 (H. 13. 4. 9 消防危第50号通知)

ア 国際輸送用積載式移動タンク貯蔵所については、上記(7)の例によるほか次によること。

イ 定義

国際輸送用積載式移動タンク貯蔵所とは、国際海事機関 (IMO) が採択した危険物の運送に関する規程 (IMDGコード) に定める基準に適合している旨を示す表示板 (IMO表示板) が貼付されている移動貯蔵タンク (以下「タンクコンテナ」という。) を積載する移動タンク貯蔵所をいう。

ウ 許可

(7) 許可の単位

国際輸送用積載式移動タンク貯蔵所に対する移動タンク貯蔵所としての許可件数は当該国際輸送用積載式移動タンク貯蔵所の車両の数と同一であること。

(イ) 許可に係る手続き

設置者が、国際輸送用積載式移動タンク貯蔵所の車両に同時に積載することができるタンクコンテナの数以上の数のタンクコンテナ（以下「交換タンクコンテナ」という。）を保有し、かつ、当該車両に交換タンクコンテナを積載しようとする場合の手続きは次によること。

a 積載式移動タンク貯蔵所としての設置許可を受ける前

- (a) 交換タンクコンテナを含めて当該国際輸送用積載式移動タンク貯蔵所の設置許可を要すること。

なお、設置許可申請は、交換タンクコンテナが入港する前に受け付けて差し支えないこと。

- (b) 貯蔵する危険物の品名及び最大貯蔵数量が、タンクコンテナを積載するたびに異なることが予想される場合は、貯蔵することが予想されるすべての品名及び貯蔵最大数量を危険物の品名及び貯蔵最大数量として、設置許可を要すること。
- (c) 許可申請にあたって添付を要するタンクコンテナの構造及び設備に係る書類は、当該タンクコンテナの国際基準への適合性が既に確認されていることにかんがみ、タンクコンテナに係る海上輸送に責任のある各国政府機関又はこれに代わる機関の許可書等の写し等、必要最小限にとどめること。

b 積載式移動タンク貯蔵所としての設置許可を受けた後

保有しようとする交換タンクコンテナが、IMDGコードに適合するものであり、かつ、車両及び交換タンクコンテナの緊結装置に適合性がある場合は、交換タンクコンテナの追加を、軽微な変更工事として取扱って差し支えないこと。従って、変更許可及び完成検査は要しないものであること。

なお、交換タンクコンテナのIMDGコードへの適合性、車両及び交換タンクコンテナの緊結装置の適合性及び貯蔵する危険物を資料（注）の提出（郵送、ファックス等）により確認すること。この場合、不明な点があれば、事業者等に確認すること。

注：タンクコンテナに係る海上輸送に責任のある各国政府機関又はこれに代わる機関の許可書の写し、車両及び交換タンクコンテナの緊結装置に係る規格（JIS、ISO等）等が確認できる書類及び貯蔵する危険物を明示した書類をいう。

エ 完成検査

(7) 完成検査に係る手続き

a 手続きの迅速化

- (a) 完成検査申請は、タンクコンテナの入港前に、設置許可申請と同時に受け付けて差し支えないこと。また、完成検査の実施日はあらかじめ関係者と調整し、タンクコンテナが入港後速やかに行われるようにすること。
- (b) 完成検査済証の交付は、「完成検査済証等の交付手続きの迅速化について」（H. 10. 5. 20 消防危第54号通知）を参考に、迅速に行うこと。

(4) 完成検査の方法

- a 完成検査は、タンクコンテナを車両に積載した状態で行うこと。この場合、タンクコンテナについては、IMO表示板の確認及びタンクコンテナに漏れ、変形がなく健全な状態であることの確認にとどめることができること。車両については、標

識、掲示板、緊結装置の確認を行うこと。

- ｂ 同時に複数の交換タンクコンテナに係る完成検査を行う場合は、緊結装置に同一性がある場合は、代表する一つのタンクコンテナを積載した状態で行って差し支えないこと。
- ｃ タンクコンテナの輸入時に行う完成検査は、危険物を貯蔵した状態で行って差し支えないものであること。

オ その他

- (ア) 移動タンク貯蔵所として許可を受けた国際輸送用積載式移動タンク貯蔵所のタンクコンテナは、その緊結装置が他の積載式移動タンク貯蔵所の車両の緊結装置に適合性を有する場合には、当該車両にも積載することができること。この場合において、当該タンクコンテナは、当該他の積載式移動タンク貯蔵所の移動貯蔵タンクとみなされるものであること。
- (イ) 国際輸送用積載式移動タンク貯蔵所のタンクコンテナには、政令第15条第1項第17号に定める危険物の類、品名及び最大数量を表示する設備及び規則第24条の8第8号に定める表示がタンクコンテナごとに必要であるが、当該設備又は表示は、当該タンクコンテナを積載する国際輸送用積載式移動タンク貯蔵所の車両に掲げることができること。
- (ウ) 国際輸送用積載式移動タンク貯蔵所のタンクコンテナの車両、貨車又は船舶への荷積み又は荷卸しに伴う当該タンクコンテナの取扱いは、当該積載式移動タンク貯蔵所の危険物の貯蔵に伴う取扱いと解されること。
- (エ) 国際輸送用積載式移動タンク貯蔵所の車両からタンクコンテナを荷卸しした後において再びタンクコンテナを積載するまでの間、当該車両を通常の貨物自動車としての用途に供する場合は、当該積載式移動タンク貯蔵所について法第12条の6に定める用途廃止の届出を要することなく、当該車両を貨物自動車の用途に供することができるものであること。
- (オ) 国際輸送用積載式移動タンク貯蔵所のタンクコンテナを車両、貨物、船舶等を利用して輸送し、輸送先で他の車両に積み替える場合に、輸送先の市町村において許可を受けた積載式移動タンク貯蔵所がない場合は、当該タンクコンテナと他の車両とで一の国際輸送用積載式移動タンク貯蔵所として設置許可を受けることができるものとし、完成検査については、タンクコンテナを車両に固定した状態での外観検査により行うもので差し支えないものであること。
- (カ) 積載式移動タンク貯蔵所としての許可を受けた後、国際輸送用積載式移動タンク貯蔵所において貯蔵する危険物の品名及び最大貯蔵数量を変更しようとする場合は、法第11条の4に定める届出を要すること。
- (キ) その他執務資料編7「タンクコンテナ式移動タンク貯蔵所の許可等の運用基準」によること。

参考資料（H. 4. 11. 12 消防危第93号通知）

1 許可に関する事項

- (1) 各国政府機関に代わる機関の許可書又はこれに類する書類の写しの例を別添 1 に示しておくので参考とされたい。

なお、米国の運輸省（DOT）規則での I m101及び I m102は、それぞれIMO Type 1 及び I MO Type 2 と同等以上のものとして取扱って差し支えない。

- (2) 各国の検査機関には、次のようなものがある。

ア アメリカ

American bureau Shipping (AB)

イ イギリス

Lloyd's Register Industrial Services

ウ ドイツ

Germanischer Lloyd

エ フランス

Bureau Veritas

オ 日本

日本舶用品検定協会（HK）

- (3) 国際輸送用タンクコンテナに関する構造及び設備の国際基準としては、CSC条約、ISO規格（国際標準化機構規格）及びIMO基準がある。CSC条約及びISO規格は、コンテナの標準化、検定基準を主内容としたもので、CSC条約の内容がISO規格に含まれていることから、コンテナの設計はISO規格で行われるのが通常である。我が国ではISO規格に準拠し、JISが制定されており、次に掲げるJISを参考とされたい。

ア JIS Z 1613 国際大型コンテナの用語

イ JIS Z 1614 国際大型コンテナの外のり寸法及び最大総重量

ウ JIS Z 1615 国際大型コンテナのコード、識別及び表示寸法

エ JIS Z 1616 国際大型コンテナのすみ金具

オ JIS Z 1617 国際大型コンテナ用上部つり上げ金具及び緊結金具

カ JIS Z 1624 国際大型コンテナ

IMO基準は、タンクの構造、設備基準を主内容としたもので、タンクの設計はIMO基準で行われるのが通常である。

IMO基準の規約総則中、第13章が国際輸送用タンクコンテナに関する条項で、そのうち第1種ポータブルタンク及び第2種ポータブルタンクに関する規定が運用基準のタンクに係る構造及び設備の基準にあたるものである。

IMO基準の抜粋（仮訳）については、H. 4. 11. 12 消防危第93号別添 2 を参考とされたい。

2 検査に関する事項

- (1) CSC条約に基づく安全承認板の記載事項及び例示については、H. 4. 11. 12 消防危第93号別添 3 を参考にされたい。

- (2) IMO基準に基づく承認銘板の記載事項及び例示については、H. 4. 11. 12 消防危第93号別添 4 を参考にされたい。

参考資料（H. 16. 3. 23 消防危第35号通知）

国際海事機関が採択した危険物の運送に関する規程（国際海上危険物規程、IMDGコード）に定める基準に適合する移動タンク貯蔵所の許可・検査等

- 1 設置許可にあたっては、当該タンクローリー車にIMO表示板（IMDGコードに適合している旨を示す表示板。下表参照）が貼付されている場合には、IMO表示板の交付に係る各国政府機関又はこれに代わる機関の許可書等の写し等をもって、設置許可申請において必要とされる添付書類とすることができること。

6. 7. 2. 20. 1 全てのポータブルタンクは、検査の際に近づきやすい場所に耐腐食性の金属製銘板を恒久的な方法で取り付けなければならない。ポータブルタンクの配置のために、銘板を胴体に恒久的に取り付けることができない場合には、少なくとも圧力容器コードにおいて規定される事項を表示しなければならない。この銘板には少なくとも次に掲げる事項を、刻印、又はこれと同等の方法により表示しなければならない。

製造国：

UN 承認国 承認番号 代替措置（6. 7. 1. 2 参照）のために“AA”

製造者の名称又は記号

製造番号

設計型式承認の承認機関

所有者の登録番号

製造年

胴体を設計した圧力容器コード

試験圧力..... bar／kPa gauge*

最大許容使用圧力..... bar／kPa gauge*

外部設計圧力（6. 7. 2. 2. 10参照）..... bar／kPa gauge*

設計温度範囲..... °Cから..... °C

水容量（20°C）..... liters

各区画の水容量（20°C）..... liters

加熱／冷却装置の最大許容使用圧力..... bar／kPa gauge*

胴体材質及び材料標準規格

軟鋼による相当板厚..... mm

内張りの材質（内張りを有する場合）

前回定期的試験の年月

月..... 年..... 試験圧力..... bar／kPa gauge*

前回試験実施者の刻印

※該当する単位を表示すること

- 2 完成検査前検査については、IMDGコード型タンクローリー車に関しても政令第8条の2第4項第3号の規定を適用し、簡素化を図ることができること。
- 3 完成検査にあたっては、移動貯蔵タンクに漏れや変形がなく健全な状態であることの確認、IMO表示板の確認並びに標識及び掲示板の確認により行うことができること。また、当

該タンクローリー車の輸入時に行う完成検査については、危険物を貯蔵した状態で行って差し支えないものであること。

- 4 漏れの点検については、IMDGコード型タンクローリー車に関しても「地下貯蔵タンク等及び移動貯蔵タンクの漏れの点検に係る運用上の指針について」(H. 16. 3. 18 消防危第33号)第2により実施することができること。

<参考>

IMDGコード型タンクコンテナについて

「国際輸送用積載式移動タンク貯蔵所の取扱いに関する指針について」(H. 13. 4. 9 消防危第50号)、「国際輸送用積載式移動タンク貯蔵所に関する許可等に係る資料の送付について」(H. 4. 11. 12 消防危第 93 号)等による運用についても、従前のとおりであること。

(10) 屋外貯蔵所

ア 一の屋外貯蔵所ごとに申請すること。

イ 高引火点危険物のみを貯蔵し、又は取り扱う屋外貯蔵所の満たすべき技術上の基準としては、政令第16条第3項(規則第24条の12)の特例基準又は政令第16条第1項の基準のいずれかを設置許可又は変更許可の申請者において選択できるものであること。

(H. 1. 3. 1 消防危第14号、消防特第34号通知)

ウ 荷積み待ち等により危険物を収納したタンクコンテナを一定の場所に相当期間とどめる場合については、仮貯蔵承認申請によることもできるものであり、仮貯蔵承認申請とするか、又は屋外貯蔵所の許可申請とするかについては申請者の選択によることができるものであること。(H. 10. 3. 27 消防危第36号通知)

なお、タンクコンテナによる危険物の仮貯蔵承認申請については、第3節3タンクコンテナによる危険物の仮貯蔵承認申請によること。

(11) 給油取扱所

ア 給油取扱所ごととし、専用地下貯蔵タンク、簡易貯蔵タンク及び廃油の地下貯蔵タンク等を含めて申請すること。

イ 地下専用タンクを給油取扱所の敷地外へ設置する場合にあっても、給油取扱所に含めて申請すること。(S. 42. 10. 23 自消丙予発第88号質疑)

ウ 給油タンク車を用いる船舶給油取扱所の技術上の基準に係る運用上の指針について(H. 18. 4. 25 消防危第106号通知)

(7) 申請書に添付する書類等に関する事項

a 移動タンク貯蔵所構造設備明細書

船舶給油取扱所において用いることができる給油タンク車にあつては、「給油設備」欄で「有」及び「(航空機・船舶)」の「船舶」に印を付けること。この場合において、航空機給油取扱所においても用いることができる給油タンク車にあつては、「(航空機)」及び「(船舶)」両方に印を付けること。

b 申請書に添付する図面

給油空地に係る技術上の基準への適合を判断するために、危険物の規制に関する規則第4条第2項第3号に基づく図面に、予定される給油タンク車の大きさを破線

等により図示すること。

(イ) その他

a 予防規程

給油タンク車を用いて給油することを明記する必要があること。

b 危険物取扱者

船舶給油取扱所において給油タンク車を給油設備として用いる場合においては、船舶給油取扱所と給油タンク車の双方の危険物取扱者の立会いの下で給油を行うことが必要であること。

(12) 販売取扱所

一の販売取扱所ごとに申請すること。

(13) 一般取扱所

ア 政令第19条第2項の専ら吹付塗装作業を行う一般取扱所、専ら洗浄の作業を行う一般取扱所、専ら焼入れ作業を行う一般取扱所、危険物を消費するボイラー又はバーナー以外では危険物を取り扱わない一般取扱所、専ら車両に固定されたタンクに危険物を注入する作業を行う一般取扱所、専ら容器に危険物を詰め替える作業を行う一般取扱所、危険物を用いた油圧装置又は潤滑油循環装置以外では危険物を取り扱わない一般取扱所、切削油として危険物を用いた切削装置又は研削装置以外では危険物を取り扱わない一般取扱所、危険物以外の物を加熱するための危険物を用いた熱媒体油循環装置以外では危険物を取り扱わない一般取扱所、危険物を用いた蓄電池設備以外では危険物を取り扱わない一般取扱所、又はこれらに類する一般取扱所は、一の一般取扱所ごとに申請すること。

なお、政令第19条第1項の基準について政令第23条を適用し、同条第2項各号に掲げられた取扱形態のうち複数の取扱形態を有する一般取扱所を室内に設置する場合の運用については、H. 10. 3. 16 消防危第28号通知「複数の取扱形態を有する一般取扱所に関する運用について」によること。

イ 規則第28条の55の一般取扱所の満たすべき技術上の基準としては、当該特例基準又は政令第19条第1項の基準のいずれかを設置許可又は変更許可の申請者において選択できるものであること。（H. 1. 3. 1 消防危第14号、消防特第34号通知）

ウ 規則第28条の56の一般取扱所の満たすべき技術上の基準としては、当該特例基準又は政令第19条第1項の基準のいずれかを設置許可又は変更許可の申請者において選択できるものであること。また、指定数量の倍数が10未満のものについては、規則第28条の56第2項又は第3項のいずれの特例基準を選択することも可能であること。（H. 1. 3. 1 消防危第14号、消防特第34号通知）

エ 規則第28条の57の一般取扱所の満たすべき技術上の基準としては、当該特例基準又は政令第19条第1項の基準のいずれかを設置許可又は変更許可の申請者において選択できるものであること。また、指定数量の倍数が10未満のものについては、規則第28条の57第2項又は第3項のいずれの特例基準を選択することも可能であること。（H. 1. 3. 1 消防危第14号、消防特第34号通知）

オ 規則第28条の58の一般取扱所の満たすべき技術上の基準としては、当該特例基準又は政令第19条第1項の基準のいずれかを設置許可又は変更許可の申請者において選択でき

るものであること。（H. 1. 3. 1 消防危第14号、消防特第34号通知）

カ 規則第28条の59の一般取扱所の満たすべき技術上の基準としては、当該特例基準又は政令第19条第1項の基準のいずれかを設置許可又は変更許可の申請者において選択できるものであること。（H. 1. 3. 1 消防危第14号、消防特第34号通知）

キ 規則第28条の60の一般取扱所の満たすべき技術上の基準としては、当該特例基準又は政令第19条第1項の基準のいずれかを設置許可又は変更許可の申請者において選択できるほか、規則第28条の60第2項又は第3項のいずれかの特例基準を選択することも可能であること。また、指定数量の倍数が30倍未満のものについては、規則第28条の60第2項若しくは第3項又は第4項のいずれの特例基準を選択することも可能であること。

（H. 1. 3. 1 消防危第14号、消防特第34号通知）

ク 高引火点危険物のみを100℃未満の温度で取り扱う一般取扱所の満たすべき技術上の基準としては、政令第19条第3項の規定による規則第28条の61及び第28条の62の特例基準又は政令第19条第1項の基準及び第2項の基準（規則第28条の58の一般取扱所に係る基準に限る。）のいずれかを設置許可又は変更許可の申請者において選択できるものであること。（H. 1. 3. 1 消防危第14号、消防特第34号通知）

ケ 共同住宅（一部に貸事務所・店舗を有するものも含む。）、学校、ホテル等に燃料を供給する施設（H. 15. 8. 6 消防危第81号通知）

次に掲げる区分に応じ法令が適用されること。

（ア）専用タンク、中継タンク、個別タンク及び配管その他の設備

専用タンクの容量が指定数量以上である場合は、燃料供給施設として一の一般取扱所として法第3章が適用されること。

（イ）燃焼機器等

法第9条に基づき徳島市火災予防条例が適用されること。

（ウ）冷暖房用等のボイラー

危険物の取扱最大数量が指定数量以上である場合は、燃料供給施設とは別の一般取扱所として法第3章が適用されること。

指定数量未満である場合は、燃料供給施設の一般取扱所に含めて一の一般取扱所として法第3章が適用されること。

コ 上記以外の一般取扱所

（ア）製造所の例により申請すること。

（イ）地下貯蔵タンクを設け、地上部分にポンプ設備を設けて容器等へ危険物の詰替えをする場合で、地下貯蔵タンクが貯蔵を目的としたものであるときは、地下貯蔵タンクと直上のポンプ設備とは個別に地下タンク貯蔵所、一般取扱所として申請すること。

(15) 消火設備（各製造所等で共用している部分を変更する場合）

審査すべき項目に応じて、一番条件が厳しい製造所等で変更許可申請し、その他の製造所等は、資料提出によること。（例 加圧送水装置の移設：圧力損失又は必要水量が最大となる製造所等）

(16) 警報設備（各製造所等で共用している部分を変更する場合）

取扱数量の倍数が最大となる製造所等で変更許可申請し、その他の製造所等は、資料提出によること。（例 受信機の移設：受信機を設置する場所が、守衛室等の非危険物施設

であるときは、関係する製造所等のうち最大倍数となる製造所等に変更許可申請とする。
受信機を設置する場所が、危険物施設であるときは、当該製造所等に変更許可申請とする。）

3 許可申請書等の記載方法その他必要な事項

許可申請書等に記載する事項及びその他必要な事項は、次によること。

(1) 製造所等（移送取扱所を除く。）の許可申請書

ア 申請者は、設置者と同一であること。ただし、設置者から委任を受けた場合は、設置者以外の者が申請することができる。この場合は、委任状を添付すること。

なお、雇用関係が明白に認められる場合は、委任状を添付しないことができる。

イ 設置者が、法人の場合は、本社の所在地、名称及び代表者の職、氏名を記載すること。

ウ 防火地域別は、都市計画法第8条第1項第5号の規定により、「防火地域」、「準防火地域」の別を、用途地域は、都市計画法第8条第1項第1号の規定により、「商業地域」、「工業地域」等の別を、防火地域又は用途地域が指定されていない設置場所は、「指定なし」と記載すること。

エ 製造所等の別は、製造所、貯蔵所又は取扱所の別を記載すること。

オ 貯蔵所又は取扱所の区分は、施設区分を記載し、細区分のあるものについては、細区分を併せて記載すること。

カ 危険物の品名の記載は、次によること。

(ア) 法令で定められた品名のほかに、化学名又は通称名（一般名）を記載すること。その他詳細は、別紙に記載し添付すること。

(イ) 貯蔵又は取り扱う危険物が多数の場合は、主たる品名を記載するとともに、主たる品名を含めて別紙に記載し添付すること。

キ 指定数量の倍数の数値は、貯蔵又は取り扱う危険物の最大倍数を記入し、小数点以下第2位を四捨五入し、小数点以下第1位までを記入すること。ただし、小数点以下第2位を四捨五入すると倍数が整数となる場合は、適用される法令基準が変わらないよう、次により端数の処理を行うこと。

(ア) 小数点以下第2位が5以上のときは、小数点以下第2位を切り捨てる。

(イ) 小数点以下第2位が4以下のときは、小数点以下第2位を切り上げる。

(例)

① 通常の場合（小数点以下第2位を四捨五入）

4.77倍 → 4.8倍 11.23倍 → 11.2倍 15.00倍 → 15.0倍

② ただし書（ア）の場合（小数点以下第2位を四捨五入すると整数になる場合A）

0.95倍 → 0.9倍（1.0倍とはしない。） 9.98倍 → 9.9倍（10.0倍とはしない。）

③ ただし書（イ）の場合（小数点以下第2位を四捨五入すると整数になる場合B）

10.02倍 → 10.1倍（10.0倍とはしない。）

ク 位置は、政令第9条第1項第1号の位置を記載すること。

ケ 変更内容及び変更理由は、次によること。

(ア) 変更内容が多数の場合には、代表的な事項を記載し、その他詳細は、別紙に記載し申請書に添付すること。

(イ) 代表的な事項の記載は、変更許可申請の対象となる変更事項を記載すること。

コ 着工予定期日は、「許可後〇〇日」又は年月日を、完成予定期日は、「着工後〇〇日」又は年月日を記載すること。

サ 申請書類及び添付図書等を訂正する場合は、原則差し替えとすること。

シ 製造所等の施設名又はタンク番号等がある場合には、様式右肩欄外に記載しておくこと。

(2) 移動タンク貯蔵所の許可申請書 (H. 9. 3. 26 消防危第33号通知)

移動タンク貯蔵所にあつては、上記(1)によるほか、次によること。

ア 移動タンク貯蔵所の各図面の記載要領は、次のイからタによること。

なお、次の表に掲げるものは許可の審査にあたって特段必要としないものであるので図面の添付及び図面上への記載は必要としないこと。

審査を必要とせず、図示等を必要としない設備

項目	設備名
車両に係る設備	タイヤキャリヤ、燃料タンク、ランプ類（路肩灯、作業灯、車幅灯）、反射鏡（リヤアンダーミラー等）、方向指示器、バッテリー、ナンバープレート、車両操作レバー等
附属設備	工具箱、ランニングボード、防護栓水抜き管（ホース）、はしご、衝突防止反射板、後方確認カメラ、「毒」等の標識、配管固定金具等

イ 配置図

配置図は、敷地内及び敷地の周囲の状況が判断できる平面図とし、常置場所を図示するとともに、常置場所の周囲の状況が明記されていること。また、建築物の1階に常置する場合は、当該建築物の構造を図示するとともに建築物の構造部の材料を付記すること。ただし、常置場所が敷地内の中央等にあり明らかに敷地外から影響を受けない場合は、敷地内のみを図示した平面図とすることができる。

ウ 外観三面図

(ア) 外観三面図は、平面図、側面図（左側）及び後面図とすること。

(イ) 図面の縮尺は、1/50から1/20までとすること。

(ウ) 図面には、次に掲げる寸法を記載すること。

a 車両の全長、全高及び全幅

b 20kLを超えるものの車両の最外側、タンクの最外側、タンク後部最外側と後部緩衝装置との距離（300mm以上が確認できるものでも可）

(エ) 図面には、次に掲げるものの名称を図示すること。

a 共通

- ・ 注入口、安全装置、可燃性蒸気回収設備、底弁ハンドル、検尺口、吐出口、接地導線、不活性ガス配管・封入口（材質を付記すること。）及び後部緩衝装置
- ・ 緊急レバー及び緊急レバー表示
- ・ 「危」の標識
- ・ 危険物の類、品名及び最大数量の表示（表示位置を図示すること。）

- ・ 消火器

[ホース収納装置を有する移動タンク貯蔵所の場合]

- ・ ホース収納装置（ホースボックスを含む。）の取り付け位置

[ボトムローディング注入方式の設備を有する移動タンク貯蔵所の場合]

- ・ レベルセンサー、電気配線配管、配管保護枠及び発信器接続コネクター

[エア式底弁を有する移動タンク貯蔵所の場合]

- ・ エアータンク、プロテクションバルブ及びコントロールボックス

b 積載式移動タンク貯蔵所

- ・ 箱枠及び緊締金具等
- ・ 行政庁名等の表示

(オ) 外観三面図に記載を要しないもの

キャブの詳細、底弁、配管、配管系統図、流量計、切換弁、間仕切板、防波板、タンクの材質・板厚、計器関係

エ タンク構造図

(ア) タンク構造図（タンク本体のみとし、サブフレーム、ホースボックス、当板、ステアー等は除く。）は、平面図、側面図の断面図及び後面図とすること。

(イ) 図面の縮尺は、1/50から1/20までとすること。

(ウ) 図面には、次に掲げる寸法を記載すること。

- a タンク内測寸法、タンク室寸法（間仕切板間又は間仕切板と鏡板との間）等
- b 鏡板張出し寸法、防波板寸法等
- c マンホール及び底弁フランジ取付寸法

(エ) 図面には、次に掲げるものの名称を図示すること。

a 共通

- ・ タンク胴板、鏡板及び間仕切板
- ・ 防波板及び防波板支柱
- ・ マンホール及び底弁フランジ
- ・ 側面枠及び防護枠
- ・ タンク検査済証取付座（外観三面図に図示することによることもできる。この場合は当該図面への図示は要しない。）

b 積載式移動タンク貯蔵所

- ・ 許可行政庁及び設置の許可番号の表示（外観三面図に図示することによることもできる。この場合は当該図面への図示は要しない。）

(オ) 図面には、次に掲げる事項を記載すること。

a 内容積の計算

容積は、リットル単位とし、小数点第1位を四捨五入すること。

b 空間容積比の計算

容積比は、パーセントで示し、小数点第2位を四捨五入すること。

なお、各室毎の空間容積についても記載すること。

c 防波板面積比の計算

面積比は、パーセントで示し、小数点第2位を四捨五入すること。

d 主要構造部名

主要構造部名は、別に欄を設け、主要構造部の名称、個数、材質、板厚等を記載すること。

e タンク前後方向

タンク構造図には、前後方向を矢印で示すこと。

f タンク胴板と鏡板との溶接方法を図示すること。

[積載式移動タンク貯蔵所の場合]

g 積載式移動タンク貯蔵所にあつては、移動貯蔵タンク荷重（移動貯蔵タンク、附属装置及び箱枠の自重、貯蔵する危険物の重量等の荷重をいう。以下同じ。）及びその計算式を記載すること。（箱枠構造図に記載する場合は、当該図面への記載を要しない。）

h 積載式移動タンク貯蔵所のうち箱枠構造以外のものにあつては、規則第24条の5第4項第1号に規定する積替え時に移動貯蔵タンクの荷重によって生ずる応力及び変形に対して、安全なものであることを示す強度計算式を記載すること。又は、安全であることが確認できる強度試験結果書を添付すること。

オ 配管概要図

(ア) 配管概要図は、平面の概要図とすること。

なお、図面には、材質、寸法、固定金具の位置等の記入を必要としないこと。

(イ) 図面には、次に掲げるものの名称を図示すること。

a 弁類（吐出弁、底弁、バイパス弁、切換弁、制御弁等）及び吐出口

b ポンプ

c 底弁閉鎖装置のレバー及びロッド

d フレキシブルジョイント、ビクトリックジョイント等の特殊な継手

e 流量計

f 油種確認等の特殊な結合金具等

(ウ) 図面には、車両の前方向を矢印で示すこと。

(エ) 配管により底弁の損傷を防止するための措置をするものは、その方法を図示すること。

なお、前記(イ) d の特殊な継手（フレキシブルジョイント、ビクトリックジョイントを除く。）で、かつ、配管以外の方法による場合又は f に掲げる結合金具等を設ける場合には、別にその資料を添付すること。

[ボトムローディング注入方式の設備を有する移動タンク貯蔵所の場合]

(オ) 余白に最大常用圧力、配管水圧試験圧力及び配管水圧試験実施の旨を記載すること。

カ 安全装置構造図

(ア) 安全装置構造図は、断面図とすること。

(イ) 図面には、主要構造部の名称、材質並びに安全装置の外径、高さ及び弁の孔径、リフトの高さを記載すること。

- (ウ) 安全弁の有効吹き出し面積の計算式を記載し、小数点第2位を四捨五入すること。

キ 可燃性蒸気回収設備概要図

- (ア) 可燃性蒸気回収設備概要図は、配管図及び断面図とし、主要構造部の名称を記載すること。
- (イ) 図面の余白には、主要構造部材名及び材質を記載すること。

ク 側面枠取付図

- (ア) 側面枠取付図は、移動タンク貯蔵所の後部立面図とし、最外側線、接地角度、取付角度及び移動貯蔵タンクに貯蔵最大数量の危険物を貯蔵した状態における当該移動タンク貯蔵所の重心点（以下「重心高」という。）を記載すること。
- (イ) 図面の余白には、重心高の計算を記載すること。なお、比重の異なる危険物を取り扱う移動タンク貯蔵所の重心高の計算は、積載する危険物の最大積載重量となる値によること。

ケ 側面枠構造図

- (ア) 側面枠構造図は、平面図、側面図、後面図及び断面図とし、主要構造部の名称及び主要寸法を記載すること。
- (イ) 図面の余白には、形鋼による場合の側面枠補強板及び前後部それぞれのタンク端から側面枠までの距離を記載するとともに、保温（冷）等を行う場合には、取付座、補強部材、締付けボルト、断熱材、被覆板等の名称、材質、板厚及び寸法を記載すること。

コ 防護枠取付構造図

- (ア) 防護枠取付構造図は、マンホール、底弁ハンドル、注入口、注入口ハンドル、安全装置、可燃性蒸気回収設備等の附属装置と防護枠との関連を明らかにした防護枠取付箇所断面図とすること。
- (イ) 図面には、主要構造部の名称並びに防護枠の寸法及び附属装置の頂部と防護枠との高さの差のうち、その差の最も小さい箇所の寸法（50mm以上が確認できるものでも可）を記載すること。
- (ウ) 図面の余白には、マンホールのふた、注入口のふたの材質及び板厚を記載するとともに、保温（冷）等を行う場合には、取付座、補強部材、締付けボルト、断熱材、被覆板等の名称、材質、板厚及び寸法を記載すること。

サ 底弁及び閉鎖装置構造図

- (ア) 底弁及び閉鎖装置構造図は、断面図とし、主要構造部の名称を記載すること。
- (イ) 図面には、底弁及び開閉装置の作動説明図（エアー底弁については、エアー制御系統を含む。）を併記し、作動要領を簡明に記載すること。
- (ウ) 図面には、緊急レバーの長さを記載すること。

シ 電気設備概要図

- (ア) 電気設備概要図は、原則として可燃性蒸気が滞留するおそれのある場所で使用されるモーター、スイッチ、照明機器、レベルセンサー等の電気設備の取付位置図及び個々の外観図とする。
- (イ) 図面には、主要構造部の名称及び可燃性蒸気に引火しない構造の規格等があるものについては、それを記載すること。ただし、別に添付することもできる。

- (ウ) ボトムローディング注入方式の設備及び混油防止装置を有する移動タンク貯蔵所にあつては、センサー、発信機能等の機能説明図を付記し、機能概要を簡明に記載すること。

ス 注入ホース構造図

- (ア) 注入ホース構造図は、注入ホース（ノズル、ホース収納装置を有する移動タンク貯蔵所にあつては、ホース収納装置〔ホースボックスを除く。〕、ノズルを含む。）の断面図とし、主要構造部の名称を記載すること。
- (イ) 図面の余白には、主要構造部材名及び材質を記載すること。
- (ウ) 静電気に対して導電性を有するものは、その主要構造等を明記すること。

セ 静電気除去装置構造図

- (ア) 静電気除去装置構造図は、断面図とし、主要構造部の名称及び主要寸法を記載すること。
- (イ) 図面の余白には、主要構造部材名及び材質を記載すること。
〔積載式移動タンク貯蔵所の場合〕

ソ 箱枠構造図

- (ア) 箱枠構造図は、平面図、正面図、側面図及びタンク取付図とし、箱枠部材の名称、材質、1組分の所要数及び寸法等を記載すること。
 - (イ) タンク取付図には、附属装置の頂部と箱枠の最外側との寸法の差のうち、その差の最も小さい箇所の寸法（50mm以上が確認できるものでも可）を記載すること。
 - (ウ) 図面の余白には、主要構造部材名、材質及び異径継手の材質を記載すること。
なお、異径継手の口径、形状等の図面及び記載は要しない。
 - (エ) 図面には、次の事項が確認できる強度計算書又は強度試験結果書を添付すること。
 - a 移動貯蔵タンクの移動方向に平行のもの及び垂直のものにあつては、移動貯蔵タンク荷重の2倍以上、移動貯蔵タンクの移動方向に直角のものにあつては、移動貯蔵タンク荷重以上の荷重に耐えることができる強度を有していること。
 - b 積替え時に移動貯蔵タンク荷重によって生ずる応力及び変形に対して安全なものであること。
- 〔積載式移動タンク貯蔵所の場合〕

タ 緊結装置構造図

- (ア) 緊結装置に緊締金具及びすみ金具を用いる場合の緊結装置構造図は、次のとおりとすること。ただし、緊締金具及びすみ金具が日本産業規格（以下「JIS」という。）により造られたものであつて移動貯蔵タンク荷重がJISにおける最大総重量を超えないものは、強度計算書の添付は要しないこととして差し支えないこと。
 - a 緊締金具の構造図
緊締金具の構造図は、平面図、正面図及び右又は左側面図とし、強度計算書を添付すること。
 - b すみ金具の構造図
すみ金具の構造図は、平面図、正面図及び右又は左側面図とし、強度計算書を添付すること。
- (イ) 緊結装置にUボルトを用いる場合の緊結装置構造図は、タンクの緊結状態を示す平

面図及び正面図又は側面図とし、強度計算書を添付すること。

なお、図面は、緊結時の構造が明らかなものとする。

(3) 委任状

ア 申請者が代理人を定めたときは、委任状を添付すること。

イ 委任状の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

ウ 委任状の型式及び内容は、下記記載例のように内容が明確にされていること。

エ 委任状は、許可申請書の 1 部に添付し、他の 1 部には当該委任状の写しを添付すること。

(委任状記載例)

委 任 状

私は、徳島市〇〇町〇丁目〇番〇号 株式会社〇〇〇 徳島 太郎を代理人と定め下記の権限を委任します。

記

1 委任する物件

徳島市〇〇町〇丁目〇番〇号 危険物給油取扱所

2 委任する権限

(1) 危険物の規制に関する法令の規定による設置（変更）許可、完成検査前検査及び完成検査の申請に関する手続きに関すること。

(2) 計画の変更に伴う申請書類の訂正に関すること。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

住 所 〇〇市〇〇町〇〇丁目〇〇番〇〇号

氏 名 株式会社〇〇 代表取締役 〇〇 〇〇

(4) 製造所等構造設備明細書

ア 製造所・一般取扱所

(ア) 事業の概要は、事業所の概要のほか、施設の設置目的又は用途等の概要を記載すること。

(イ) 製造所（一般取扱所）の敷地面積は、当該施設の区画の面積を記入すること。

- (ウ) 建築物が2棟以上ある場合は、主たる建築物について建築物の構造欄に記載し、その他の建築物は別紙に記載し添付すること。
- (エ) 壁、床、柱、はり、屋根及び階段は、その構造を記載し、窓及び出入口については、特定防火設備又は防火設備の別を記載すること。
- (オ) コンクリートブロックを使用する場合にあっては、その厚さを記載すること。
- (カ) 建築物の一部に製造所（一般取扱所）を設ける場合は、次によること。
 - ア 「建築物の構造」欄は、製造所（一般取扱所）が存する部分について記載するものとし、複数階にわたる場合にあっては、次の点に留意して記載すること。
 - (a) 「階数」欄には、製造所（一般取扱所）が存する階を列挙すること。
 - (b) 「建築面積」欄には、最大階の建築面積、又は区画面積を記載すること。
 - (c) 「延べ面積」欄には、各階の建築面積、又は区画面積の合計を記載すること。
 - (d) その他の欄については、それぞれの欄ごとに代表的な構造を記載すること。
 - (e) 各階ごとに面積、構造が異なる場合は、別紙に各階ごとの面積、構造を記載し添付すること。
 - イ 「建築物の一部に製造所（一般取扱所）を設ける場合の建築物の構造」欄は、当該建築物全体の構造について記載するものとし、「建築物の構造概要」欄には、主要構造部の材質を記載すること。
- (キ) 製造（取扱）設備の概要は、主要機器の種別、基数等について記載すること。
- (ク) 政令第9条第1項第20号のタンク（以下「20号タンク」という。）の概要は、タンク番号（名称）、容量及び基数を記載すること。
 - ア 屋内タンク、屋外タンク、又は地下タンクの別がわかるように記入すること。
 - イ 欄内に収まらない場合は、別紙一覧表を構造設備明細書の後に添付すること。
 - ウ 記載方法は、次の記載例を参考にすること。

[記載例－1]

令第9条第1項 第20号のタンク の概要	VE－10（蒸留塔受槽）5kL（屋内） D－02（サンプルドラム）3kL（屋外） No.3潤滑油タンク（屋外）15kL VE－4（還留受槽）600L（屋内） T－5（抽出タンク）8.5kL（地下） TK－6（中間タンク）3.5kL（地下）
----------------------------	--

[記載例－2]：欄内に収まらない場合の例

令第9条第1項 第20号のタンク の概要	屋外タンク 10基 屋内タンク 12基 地下タンク 13基 詳細別紙
----------------------------	---

- d その他20号タンクの記載要領の詳細については、執務資料編1「タンク検査済証の記載要領等」によること。
- (ケ) 配管については、材質と外面防食措置又は防食塗装について記載すること。
- (コ) 加圧設備、加熱設備及び乾燥設備については、危険物を加圧、加熱又は乾燥する設備について記載すること。

- (サ) 貯留設備等の欄は、油分離装置又は貯留設備等の区分を記載すること。
- (シ) 換気、排出の設備は、その種別（名称）、個数等について記載すること。
- (ス) 静電気除去設備は、接地工事、静電気除去装置等その種類について記載すること。
- (セ) 電気設備は、配線方法及び防爆構造等の種類について記載すること。
- (ソ) 避雷設備は、JIS A 4201による法別等について記載すること。
- (タ) 警報設備は、自動火災報知設備、加入電話、非常ベル等その種類等について記載すること。
- (チ) 消火設備は、政令別表の区分、基数について記載すること。この場合、第4種又は第5種の消火設備については、その適応性及び薬剤容量又は薬剤重量を併記することを要しないこと。

なお、消火設備が多数の場合は、概略を記載し詳細は別紙に記載し添付すること。

- a 記載方法は、次の記載例を参考にすること。
 - b 消火設備欄に収まらない場合は、主要な消火設備を記載しその他の消火設備については、「その他別紙」又は「詳細別紙」等と記入すること。この場合、必ず構造設備明細書の次に別紙一覧表を添付すること。
 - c 構造設備明細書の消火設備欄に記載する消火設備は、当該製造所等において法的に必要とされるもののみとすること。ただし、自主設置のものを記載する場合は、消火設備の区分のあとへ（自主）と記入すること。
 - (ツ) 工事請負者が多数の場合は、主たる工事請負者を記載すること。
- なお、工事請負者が申請時に未定のときは、記載を要しないが、決定次第記載すること。
- (テ) 20号タンクは、それぞれについて構造設備明細書を添付すること。
- ただし、型式、容量その他すべてが同一の20号タンクについては、一の構造設備明細書で兼ねることができる。
- (ト) 20号タンクについては、それぞれの区分の構造設備明細書の記載例に準じて記載すること。

- a 事業の概要欄には、貯蔵する危険物の品名及び化学名（通称名）を記載すること。
- b 架構内にある20号タンクの防油堤については、鉄筋コンクリート造、流出防止板の構造を記入すること。

イ 屋内貯蔵所

- (ア) 架台の構造は、材質等について記載すること。
- (イ) 採光、照明は、その設備、個数等について記載すること。
- (ウ) 通風、冷房装置等の設備は、種類個数等を記載すること。
- (エ) その他、製造所・一般取扱所の例によること。

ウ 屋外タンク貯蔵所・屋内タンク貯蔵所

- (ア) 基礎据付方法の概要は、基礎・地盤の工法、構造及びタンクの据付方法並びに底板を基礎に接して設けるタンクについては、底板外面の腐食防止措置等を記載すること。
- (イ) 形状は、角型、球型又は縦（横）置円筒型の別並びに屋根の形状を記載すること。

なお、特殊な形状のタンクは、その形状がわかるよう記載すること。

- (ウ) 常圧、加圧の別は、常圧タンクにあっては、「常圧」、加圧タンクにあっては、「加圧」とし、最大常用圧力を括弧内に記載すること。
- (エ) 寸法は、直径、高さ、鏡等ごとにすべて内寸で記載すること。
- (オ) 容量は、政令第5条で定める計算方法により算出した総容量及び許可容量を記載すること。

なお、仕切板によりタンクが2以上に分割されている場合は、その旨を記載すること。

タンクの内容積の計算方法については、H. 13. 3. 30 消防危42号通知を参照すること。

- (カ) 材質、板厚は、屋根板、側板、間仕切板、底板、アニュラ板、又は鏡板等それぞれについて、材質記号及び板厚を記載すること。
- (キ) 通気管は、その種別（無弁通気管又は大気弁付通気管の別）、数、内径又は作動圧を記載すること。
- (ク) 安全装置は、その種類（安全弁、破裂板等）、数及び作動圧力を記載すること。
- (ケ) 液量表示装置は、危険物の量を自動的に表示する装置の種類（フロート式液面計、透視式液面計等）及び数等を記載すること。
- (コ) 不活性気体の封入設備は、不活性気体の種類及び圧力等を記載すること。
- (サ) タンク保温材は、その材質、厚さ等を記載すること。

なお、保冷タンクにあっても同様に記載すること。

- (シ) 注入口の位置は、遠方注入口を有するものについて記載するものとする。
- (ス) 防油堤の構造は、鉄筋コンクリート造、盛土造の別並びに高さ、壁厚、盛土造の場合は天端幅、法面勾配及び法面保護の方法を記載すること。

容量は、告示第4条の2で定められた計算方法により算出した容量を記載すること。

排水設備は、水抜口に設ける弁等の種別を記載すること。

- (セ) 防油堤内に設ける仕切堤又は防油堤を結ぶ連結工は、その内容を「防油堤の構造」の欄に記載すること。
 - (ソ) ポンプ設備の概要は、附属ポンプの機番、基数及びポンプ室の有無等について記載すること。
 - (タ) 配管は、口径、材質、接合方法及びバルブの材質並びに耐震措置及び防食措置について記載すること。
 - (チ) 消火設備は、第3種の消火設備を設ける場合は、放出口又は放射ノズルの型式及び数を記載すること。
 - (ツ) タンクの加熱設備は、種類等を記載すること。
- なお、保冷タンクについても同様とする。
- (テ) その他、執務資料編1「タンク検査済証の記載要領等」及び製造所・一般取扱所の例によること。

エ 地下タンク貯蔵所

- (ア) タンクの外面保護は、使用する材料及び施工方法について記載すること。

- (イ) 危険物の漏れ検知設備は、漏洩検知管のサイズ及び個数について記載し、漏れ防止構造の概要は、地下貯蔵タンクの防水措置（15cm以上のコンクリート被覆）について記載すること。
- (ウ) 可燃性蒸気回収設備は、その有無を○で囲み、その方式を記載すること。
- (エ) タンク室の概要は、タンク室の壁、底及びふたの構造並びに防水の措置について記載すること。
- (オ) タンク室以外の基礎、固定方法の概要は、基礎コンクリート造の厚さ、固定バンド、アンカーボルト等について記載すること。
- (カ) 注入口の位置は、直上注入口又は遠方注入口の別を記載すること。
- (キ) 配管は、屋外タンク貯蔵所の例によるほか、連結部に設ける点検箱の設置状況を記載すること。
- (ク) 消火設備は、種別、個数を記載すること。
- (ケ) その他、製造所・一般取扱所、屋外タンク貯蔵所及び屋内タンク貯蔵所の例によること。

オ 簡易タンク貯蔵所

- (ア) 給油、注油設備は、給油取扱所の例により記載すること。
- (イ) 固定方法は、固定するための材料及び方法を記載すること。
- (ウ) その他、製造所・一般取扱所、屋外タンク貯蔵所、屋内タンク貯蔵所及び地下タンク貯蔵所の例によること。

カ 移動タンク貯蔵所（H. 9. 3. 26 消防危第33号通知）

- (ア) 車名及び型式の欄
 - a 車名は、シャーシメーカーの名称及び型式を記載すること。
 - b 型式は、単一車若しくは被牽引車及び積載式若しくは積載式以外の別を記載すること。
- (イ) 製造事業所名の欄

移動タンク貯蔵所を製造した事業者名を記載すること。
- (ウ) 危険物の欄
 - a 類別の項及び品名の項には、それぞれ貯蔵する危険物の類別及び品名を記載するが、2以上の品名の危険物を貯蔵するものにあつては、当該2以上の品名を記載すること。ただし、品名が多数となり、当該欄に記載しきれない場合は、別紙とすることができる。
 - b 化学名の項は、貯蔵する危険物の化学名を記入すること。ただし、ガソリン等石油製品のように通常化学名が用いられない物品にあつては、通常用いられる名称を記載すること。
＜注＞ 化学名が用いられない物品の例：ガソリン等の石油製品、塗料。
- (エ) タンク諸元の欄
 - a 断面形状の項は、移動貯蔵タンクの移動方向に直角の断面の形状について、「楕円形」、「円形」、「角形」、「特殊形状」等と記載すること。
 - b 内側寸法の項は、楕円形及び特殊形状のタンクにあつては、その長径を幅とし、短径を高さとして記載し、円形のタンクにあつては、その直径を幅及び高さとして

記載すること。

- c 最大容量の項は、タンクの内容積から空間容積を差引いた容積を記載すること。
- d タンク室の容量の項は、車両の移動方向の前方からタンク室に順番号を付してタンク室毎の容量を記載すること。
- e 材料の項の材質記号は、タンクの材質が JIS のあるものにあつては、JIS 記号を、JISのないものにあつては、通常用いられている記号を記載すること。また、材料の項の引張り強さは、当該材質の公称の値を記載すること。

なお、S. 48. 3. 12 消防予第45号通知により、引張強さ等の強度計算を要する材料を用いる場合にあつては、当該材質の伸びの値についても記載すること。

- f 板厚については、規格値又は呼び板厚を記載すること。

(オ) 防波板の欄

- a 材料及び板厚の項は、前記 (イ) e 及び f に準じて記載すること。
- b 面積比の項は、車両の移動方向の前方からタンク室に順番号を付して、タンク室の移動方向の最大断面積に対する防波板の面積の占める割合を記載すること。

なお、面積比の数値は、小数第 2 位を四捨五入すること。

(カ) タンクの最大常用圧力の欄

タンクの最大常用圧力が20kPa以下のタンクにあつては、「20kPa以下」と記載し、20kPaを超えるタンクにあつては、最大常用圧力の数値を記載すること。

(キ) 安全装置の欄

- a 作動圧力の項は、安全装置の作動圧力を「 $〇〇 < P \leq 〇〇$ 」の範囲として記載すること。
- b 有効吹き出し面積の項は、車両の移動方向の前方からタンク室に順番号を付して、各室の有効吹き出し面積を記載すること。

(ク) 側面枠の欄

- a 材料及び板厚の項は、前記 (イ) e 及び f に準じて記載すること。
- b 取付角度の項は、貯蔵最大数量の危険物を貯蔵した状態における当該移動タンク貯蔵所の重心点と当該側面枠の最外側とを結ぶ直線と当該重心点から最外側線に下ろした垂線とのなす角度を記載すること。
- c 接地角度の項は、側面枠の最外側と移動タンク貯蔵所の最外側とを結ぶ直線と地盤面とのなす角度を記載すること。
- d 当板の材料及び板厚の項は、前記 (イ) e 及び f に準じて記載すること。

(ケ) 防護枠の欄

材料及び板厚の項は、前記 (イ) e 及び f に準じて記載すること。

(コ) 閉鎖装置の欄

装置の有無を○印によって囲むこと。

(サ) 吐出口の位置の欄

吐出口の該当する取付位置を○印によって囲むこと。

(シ) レバーの位置の欄

レバーの該当する取付位置を○印によって囲むこと。

(ス) 底弁損傷防止方法の欄

配管による方法又は緩衝継手による方法等底弁の損傷を防止する方法を、その方法に応じて「配管」、「緩衝継手」、「配管及び緩衝継手」等と記載すること。

なお、緩衝継手については、ビクトリックジョイント等の継手名称とすることもできる。

(セ) 接地導線の欄

接地導線の有無を○印によって囲むこと。

なお、有の場合は、その長さを記入すること。

(ソ) 緊結装値の欄

当該欄は、積載式移動タンク貯蔵所に限り、記載すること。

なお、積載式移動タンク貯蔵所以外のものにあっては、当該記入欄に斜線又は—を引き空欄としないこと。

a 緊締金具（すみ金具）の項は、有無を○印によって囲むこと。

b Uボルトの材質記号及び引張り強さの項は、上記（イ）のeに準じて記載し、Uボルトの直径及び本数の項は、直径はネジ山の谷径を、本数はUボルトの個数を記載すること。

(タ) 箱枠の欄

上記（イ）のeに準じて記載すること。

(チ) 消火器の欄

a 薬剤の種類は、消火薬剤の種類を「消火粉末」、「二酸化炭素」等と記載すること。

b 薬剤量の項は、1の消火器の薬剤の量を薬剤の種類ごとに記載すること。この場合、同種類の薬剤で1の消火器の消火薬剤量が異なる場合は、それぞれ別の欄にその量を記載すること。

c 個数の項は、消火器の個数を薬剤の種類及び薬剤量の項の記載内容に合わせて記載すること。

(ツ) 可燃性蒸気回収設備の欄

可燃性蒸気回収設備の有無を○印によって囲むこと。

(テ) 備考の欄

a 当該移動タンク貯蔵所にホースリールを設置しているものにあっては、その材質、口径、長さを記載すること。

b 積載式移動タンク貯蔵所で交換タンクコンテナを有するものにあっては、交換タンクの容量及び基数を記載すること。

なお、タンクコンテナの構造が異なるものについては、別紙にその構造を記載し添付すること。

c 保温又は保冷装置を設ける等特殊な構造又は不燃性ガス封入等の設備を有する移動タンク貯蔵所にあっては、その旨及び最大積載重量を記載すること。

キ 屋外貯蔵所

(ア) 区画内面積は、屋外貯蔵所として危険物を貯蔵するために区画する部分の面積を記載すること。

なお、塊状の硫黄を貯蔵する場合で、2以上の囲いを設けるものにあつては、それぞれの囲いの面積及び貯蔵面積を併記すること。

- (イ) さく等の構造は、区画を明確にするために使用する囲いの材料、高さ及び構造等について記載すること。

なお、塊状の硫黄を貯蔵するものにあつては、シートの固着装置の設置間隔及び固着方法等を併記すること。

- (ウ) 地盤面の状況は、地盤面の構造、周囲の地盤との高低差又は排水溝の形状等について記載すること。

なお、塊状の硫黄を貯蔵するものにあつては、分離槽の構造について記載すること。

- (エ) 架台の構造は、材質、高さ、固定方法及び落下防止措置等について記載すること。
(オ) その他、製造所・一般取扱所の例によること。

ク 給油取扱所

- (ア) 間口、奥行は、給油空地の間口、奥行の距離を記載すること。
(イ) 敷地面積は、給油取扱所の周囲に設ける塀及び道路境界線で囲まれた部分の面積を記載すること。
(ウ) 建築物の給油取扱所の用に供する部分の構造欄及び建築物の用途別面積欄の記入要領については、次によること。

a 建築面積の項は、建築基準法による建築面積を記入し、キャノピー面積を含める。（両端からそれぞれ1m後退して面積を算定する。）

b 水平投影面積の項は、キャノピー、事務所の軒、ひさし等の水平投影面積も加算する。ルーバー（ルーバー間の間隔が微小である場合は、空間部分も含めて水平投影面積に算入しても差し支えない。）、はり及びアーチ類等（部材幅寸法50cm以上のもの）についても原則として算入することとする。

c 1号用途の項は、ポンプ室、油庫等の床面積を記入する。

d 1号の2の項は、事務室、販売室（サービスルーム）、休憩室（控室）、トイレ、倉庫等の床面積を記入する。

なお、倉庫の用途が3号に属する場合には、3号用途の項に記入する。

e 2号の項は、店舗、飲食店等の床面積を記入する。

f 3号の項は、リフト室、コンプレッサー室等の床面積を記入する。

g 4号の項は、洗車場等の床面積を記入する。

h 5号の項は、住居、本店事務所等の床面積を記入する。

- (イ) 建築物の一部に給油取扱所を設ける場合の建築物の構造の欄は、製造所・一般取扱所の記載例によること。

- (オ) 固定給油設備等の欄については、次によること。

a 型式は、メーカー名、型式及びホース長さを併記すること。

b 数は、設置される固定給油設備の型式ごとの設置数を記載すること。

c 道路境界線からの間隔は、道路境界線と直角に各固定給油設備の中心までの距離を記載すること。

d 敷地境界線からの間隔は、敷地境界線又は塀と各固定給油設備の中心までの最短

距離を記載すること。

- (カ) 附随設備の概要は、規則第25条の5に定める自動車等の洗浄を行う設備、自動車等の点検整備を行う設備及び混合燃料油調合器のほか、セルフ関連設備等給油取扱所の業務を行うため設置された機械設備及び数量等を記載すること。
- (キ) 避難設備は、その種類等を記載すること。
- (ク) 事務所等その他火気使用設備は、建築物内におけるすべての火気使用設備（季節的な使用を含む。）の使用場所、種類及び個数を記載すること。
- (ケ) 排水設備は、排水溝及び油分離装置の構造又は型式、基数等を記載すること。
- (コ) タンク設備は、それぞれの区分ごとに、容量及び基数を記載すること。
- (サ) 可燃性蒸気回収設備については、その有無を○で囲むこと。
- (シ) その他、製造所・一般取扱所の例によること。

ケ 販売取扱所

- (ア) 建築物の構造は、販売取扱所を設ける建築物全体について記載すること。
- (イ) 店舗部分の構造は、販売取扱所として規制を受ける部分について記載すること。
- (ウ) 配合室は、その面積及び排出設備の種類、能力等の概要を記載すること。
- (エ) その他、製造所・一般取扱所の例によること。

第2節 各種届出書

1 譲渡又は引渡届

法第11条第6項の規定による譲渡又は引渡届は、次によること。

(1) 譲渡又は引渡の意義

- ア 譲渡とは、贈与、売買等債権契約により所有権を移転することをいう。
- イ 引渡とは、競売、競落、賃貸借、相続、合併その他法律関係の有無を問わず、施設の占有権又は処分権が移動することをいう。
- ウ 運営委託契約では、所有権は、委託者に留保され管理運営のみを受託者に行わせることとなるが、この場合は、譲渡又は引渡に該当しない。
- エ 次の事例のいずれも、法第11条第6項に規定する引渡（以下「引渡」という。）に該当しない。

なお、引渡としての設置者の地位の承継は、当該危険物施設を変更する権限の移動の有無がその主要な判断要素と考えられるものである。（S. 58. 11. 17 消防危第119号質疑）

- (ア) 油槽所運営委託契約書に基づき契約を締結した場合
（契約の内容）

油槽所の運営管理を委託するもので施設の所有権は移転していない。

- (イ) 給油所賃貸借契約書に基づき契約を締結した場合
（契約の内容）

給油所の設備一切を賃借し石油製品等の販売及びこれに付帯する業務のために使用するものでこの設備に係る所有権は移転していない。

(2) 届出書の記載方法及び添付図書等

- ア 届出書は、第1節3の例によること。

イ 届出書には、次のような譲渡又は引渡を証明する書類を添付すること。

(ア) 譲渡又は引渡の登記の写し（法務局が発行する商業登記の履歴事項全部証明書）

(イ) 譲渡人又は引渡人の発行した証明書（当事者の連名によるもの。）

2 変更届

危険物規制の事務手続に関する規則（昭和36年徳島市規則第40号）（以下「市危規則」という。）第9条の規定による変更届は、次によること。

(1) 変更届の対象は、設置者の住所又は氏名（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）の変更とする。

(2) 届出書の記載方法は、第1節3の例によること。

3 品名、数量又は指定数量の倍数変更届出

法第11条の4の規定による品名、数量又は指定数量の倍数変更は、次によること。

(1) 品名、数量又は指定数量の倍数変更届の対象

製造所等において貯蔵し、又は取り扱う危険物の品名（特定事業所にあっては化学名を含む。）、数量又は指定数量の倍数変更届は、次に該当する場合に限り受理することができる。

ア 品名、数量又は倍数を変更しても位置、構造及び設備の変更を伴わないとき。

この場合の「変更」とは、法第11条第1項後段の許可を要するものをいう。

イ 品名、数量又は倍数を変更しても法第10条第3項に規定する技術上の基準に適合するとき。

ウ 品名、数量又は倍数を変更しても現に許可を受けている製造所等の保有空地の増大を要しないとき。

なお、保有空地が増大する場合は、変更許可の対象となるものであること。

(2) 届出書の記載方法及び添付図書等

ア 届出書は、第1節3の例によること。

イ 貯蔵し、又は取り扱う危険物の種類が多数ある場合は、別紙に危険物の類、品名、最大数量及び倍数を変更前、変更後として記載した書類を添付すること。

4 廃止届

法第12条の6の規定による廃止届は、次によること。

(1) 廃止届は、製造所等の用途が廃止され、又は、災害等により損壊し使用不能となった場合及び製造所等の区分を変更した場合に届け出ること。

(2) 廃止届を受理する段階では、当該製造所等に危険物が存置してはならないこと。

(3) 危険物施設及びその類似施設の解体作業及び廃油等の運搬・処理について、関係者及び処理業者等は、下記事項に留意すること。（H. 11. 11. 8 消防危第103号通知）

ア 危険物施設の解体作業を行う際には、タンク等の洗浄等を十分に行った上で、危険物や可燃性蒸気が存在しないこと、その他安全を十分に確認してから解体作業を開始すること。

イ 危険物である廃油等の処理を処理業者に委託する場合には、当該処理業者にその廃油

等の名称、性状及び安全な取扱い方法に関する情報を提供すること。

ウ 危険物である廃油等を運搬及び処理する場合には、反応するおそれのある物質等との混合を避ける等、安全に十分留意すること。

- (4) 廃止タンクは、撤去を原則とするが、やむを得ず廃止タンクを埋設した状態にしておく場合は、水又は砂をタンク内に完全に充填すること。(H. 3. 7. 11 消防危第78号通知)

なお、「タンク検査済証」は可能な限り回収すること。

- (5) 届出書の記載方法及び添付図書等

ア 届出書は、第1節3の例によること。

イ 「残存危険物の処理」の欄には、火災・爆発等の事故防止のため危険物施設内に可燃性混合気が滞留しない状態とする等の処理の方法について記載すること。

(H. 17. 1. 14消防危第14号通知)

ウ 移動タンク貯蔵所（国際輸送用を除く）の廃止届には、当該移動タンク貯蔵所の設置又は変更に係わる最新の完成検査済証及びタンク検査済証の副本を添付することとし、その他の製造所等及び国際輸送用移動タンク貯蔵所の廃止届には、最新の完成検査済証を添付すること。

ただし、積載式タンクコンテナであって廃止後他市町村で許可を受けようとする等の正当な理由があり、完成検査済証又はタンク検査済証の副本を提出できない場合には、その旨を記載した理由書を添付すること。

5 休止・再開届

市危規則第10条の規定による休止・再開届は、次の事項に留意すること。

- (1) 休止期間中の製造所等には、危険物は存在しないものであること。
- (2) 休止する場合は、不活性ガス等での置換、他施設との連絡配管の取外し、又は仕切板等による縁切りを完全に行うこと。
- (3) 休止期間中においても定期的に点検を行い、火災予防上の安全性を確保すること。
- (4) 届出書の記載方法は、第1節3の例によること。

6 危険物保安統括管理者選任・解任届

法第12条の7の規定による危険物保安統括管理者の選任・解任届は、次によること。

- (1) 選任・解任を同時に行う場合は、一の様式で届出をすることができるものであること。
- (2) 危険物保安統括管理者は、当該事業所の所長、工場長等管理監督的な地位にある者をいうものであること。(S. 51. 7. 8 消防危第22号通知)
- (3) 届出書の記載方法は、第1節3の例によること。

7 危険物保安監督者選任・解任届

法第13条第2項に規定する危険物保安監督者の選任・解任届は、次の事項に留意すること。

- (1) 選任・解任を同時に行う場合は、一の様式で届出をすることができるものであること。
- (2) 二以上の製造所等の危険物保安監督者の選任・解任の届出は、所定の記載欄に「別紙」

と記載し、所定欄に記載すべき事項をまとめたものを添付して差し支えないものであること。

- (3) 危険物保安監督者の被選任要件とされている6箇月以上の実務経験は、法第11条第1項の規定に基づいて設置された製造所等における6箇月以上の危険物の取扱いの実務経験を有していればよく、危険物取扱者免状の交付を受けた後における実務経験のみに限られるものではないこと。(H. 1. 7. 4 消防危第64号質疑)
- (4) 廃止届を提出した場合にあっては、その施設に係る危険物保安監督者の解任届は提出不要とする。
- (5) 届出書の記載方法及び添付図書等
 - ア 届出書は、第1節3の例によること。
 - イ 選任届出書には、危険物取扱者免状の写し及び実務経験を証明する書類を添えること。ただし、危険物取扱者免状の写しについて、照合等により確認できる場合は、省略することができる。

8 地下貯蔵タンク等の在庫の管理及び危険物の漏えい時の措置に関する計画届出書

(H. 16. 3. 18 消防危第33号通知)

平成16年3月31日以前に設置許可を受け又は設置許可申請を行っていた製造所等の地下貯蔵タンク及び地下埋設配管に係るH. 15 総務省令第143号附則第3項第2号に規定する計画届出書は、次によること。

- (1) 同一敷地内で15年未満の地下貯蔵タンク及び地下埋設配管と15年経過した地下貯蔵タンク及び地下埋設配管が設置されているような場合は、一の届出として差し支えない。
- (2) 予防規程の適用がある製造所等については、その内容を予防規程に記入すること。
- (3) 届出書の記載方法及び添付図書等
 - ア 届出書は、第1節3の例によること。
 - イ 点検義務がある地下貯蔵タンク及び地下埋設配管、漏えい検査管の有無が判断できる図面を添付すること。

第3節 承認申請

1 仮使用承認申請

- (1) 仮使用承認申請の対象となるもの

ア 仮使用承認の対象は、製造所等の位置、構造又は設備を変更する場合で、変更工事に係る部分以外の全部又は一部を使用しようとするとき。

なお、当該変更工事においても火災の発生及び延焼のおそれが著しく少ない場合であること。(S. 46. 7. 27 消防予第105号通知)

イ 製造所等において、貯蔵タンク等に危険物が残存している場合は、仮使用承認の対象とする。

- (2) 仮使用承認の条件

仮使用を承認する場合は、工事の内容、期間、規模等の実態に応じ、次に掲げる安全対策が講じられていること。

ただし、火災予防上支障がないと認められる場合は、この限りでない。

ア 工事計画

災害防止のため、無理のない作業日程、工事工程等が組まれていること。

イ 安全管理組織

- (ア) 施設側事業所及び元請、下請等の工事業者すべてを対象とした安全管理組織が編成され、責任体制の明確化が図られていること。
- (イ) 工事関係者と危険物施設の運転関係者の間における工事の開始・終了の連絡、工事の内容、進捗状況、危険物の取扱い状況等の報告等の事前協議事項が明確にされていること。
- (ウ) 始業前及び終業後の点検、火気使用に伴う安全措置の点検及び仮使用部分における災害の発生防止又は早期発見のための巡回等の管理体制が明確にされていること。
- (エ) 災害発生時又は施設に異常が生じた場合など緊急時における対応策が確立されていること。

ウ 工事中の安全対策

- (ア) 工事部分と仮使用部分とが明確にされ、かつ、工事部分と仮使用部分とには工事内容に応じた適切な防火区画等が設けられていること。
- (イ) 仮使用場所の上部で工事が行われる場合は、落下物による事故防止のため有効な措置が講じられていること。
- (ウ) 工事を行うタンク、配管又は機器内の危険物、可燃性の蒸気又は可燃性のガスの除去及び工事部分以外の部分と導通している配管、ダクト又は排水溝等の閉塞板、仕切板等による遮断の措置が講じられていること。
- (エ) 工事部分の周囲には、関係者以外の者が出入できないように仮囲いの設置等有効な措置が講じられていること。
- (オ) 工事部分は、工事に必要な十分な広さが保有されていること。

なお、給油取扱所の仮使用部分については、給油業務に支障とならない広さの空地が確保されていること。

エ 火気管理

火気（裸火、溶接・溶断火花、電気火花、衝撃火花、摩擦熱等の発火源となるエネルギーをいう。）を発生し、又は発生するおそれのある工事は、やむを得ない場合に必要最小限度で行うものとし、次に掲げる措置が講じられていること。

- (ア) 火気使用の内容及び範囲並びに火気使用に伴う制限事項を明確にすること。
- (イ) ガス検知器等による可燃性の蒸気又はガスの確認を行うこと。
- (ウ) 火気使用場所直近には、消火器等を配置すること。

オ 照明及び換気

工事に用いる照明器具は、火災予防上支障のないものを用いるとともに、必要に応じ、換気が十分行われること。

カ 仮施設・設備等の安全措置

工事に伴い、仮設の塀、足場、昇降設備、電気設備等を設置する場合にあっては、危険物施設に危害を及ぼさないような安全対策が講じられていること。

キ 防火塀、排水溝、油分離装置、通気管等を撤去し、又は機能を阻害する場合には、これに代わる仮設備を設けること。

ク その他工事の内容に応じた必要な保安措置を講ずること。

(3) 申請の方法及び申請書の記載方法

ア 仮使用の承認は、一の製造所等ごとに申請すること。

イ 変更許可申請時に一括して申請できること。

ウ 仮使用の承認を受けた製造所等で、完成検査前に変更許可申請をした場合は、あらためて仮使用の承認申請を行うこと。ただし、仮使用の範囲に変更のないものを除く。

エ 申請書は、第1節3の例によること。

(4) 添付図書

ア 工事内容、規模等の実態に応じ、上記1(2)の安全対策に関する図書を添付すること。

イ 変更許可申請と仮使用承認申請を同時に行う場合、変更許可申請に添付されている書類は、仮使用承認申請については省略することができる。

(5) 掲示板

仮使用の承認を受け、仮使用を開始する場合には、当該仮使用をする場所の見やすい箇所に所定の掲示板を掲げ、期間中表示しなければならない。

(S. 46. 7. 27 消防予第105号通知)

(6) 複数の許可申請及び完成検査に伴う仮使用承認申請の手続き

ア 仮使用承認申請書の記載方法について

(ア) 規則様式7中の「変更の許可年月日及び許可番号」の欄には、最新の許可年月日及び許可番号を記載するのではなく、仮使用の対象となる全ての許可年月日及び許可番号を記載すること。

変更の許可前に仮使用承認申請を行なおうとする場合にあっては「変更許可申請年月日」の欄に申請年月日を記載すること。

なお、上記二欄については、両方記載する場合もあるので注意すること。

(イ) 規則様式7、様式7の2及び様式7の3中の「仮使用の承認を申請する部分」の欄には、「別添図面のとおり」と記載すること。

なお、複数の許可にかかわらず単独の許可であっても同様に記載すること。

イ 仮使用承認申請書に添付する図面について

1回目の変更許可申請（同時複数申請を除く）に伴う、仮使用の承認を申請する場合に限り、仮使用に係る添付図面については、変更許可申請に添付する平面配置図（製造所・一般取扱所等）や配管経路図（屋外タンク貯蔵所等）を兼用しても差し支えない。

この際、同図面に「着色（工事対象機器等）している部分以外の部分を仮使用範囲とする。」等の記載をすること。

2回目以降の変更許可申請（同時複数申請を含む）や一部完成検査終了後に伴う、仮使用の承認を申請する部分の添付図面については、平面配置図（全体配置図でなく棟又は階のみの図面でも可）や配管経路図（条ごとや送り先ごとでも可）に仮使用範囲を着色して（逆に工事部分でも可）申請すること。この際、同図面に「着色部分（以外の部分）を仮使用範囲とする。」と記載すること。着色は、対象機器（配管）ごと又はエリアごとでも差し支えない。

ウ 完成検査申請について

複数の許可を一の完成検査とする場合、規則様式第8及び規則様式第9中の「設置又

は変更の許可年月日及び許可番号」の欄には、対象となる全ての許可年月日及び許可番号を記載すること。

2 仮貯蔵（取扱）承認申請

法第10条第1項ただし書きの規定により、指定数量以上の危険物を仮に貯蔵し、又は取り扱う場合（以下「仮貯蔵等」という。）の承認基準は、次のとおりとする。

ただし、タンクコンテナで仮貯蔵等をする場合には、3タンクコンテナによる危険物の仮貯蔵承認申請（H. 4. 6. 18 消防危第52号）によるものとする。

(1) 仮貯蔵等承認申請の対象となるもの

指定数量以上の危険物を10日以内の間に限り、一定の場所（建築物内も含む。）で、貯蔵し、又は取扱いを行う場合

(2) 仮貯蔵等の反復の制限

仮貯蔵等をする場合には、同一場所において法定期間（10日間）を終了後、原則、反復して承認を行ってはならない。ただし、台風、地震等の自然災害、事故等による船舶の入出港の遅れ、鉄道の不通等のやむを得ない事由により、仮貯蔵承認期間を過ぎても同一の場所で仮貯蔵を継続する必要がある場合は、繰り返して同一場所での仮貯蔵を承認できるものであること。

なお、震災時等における危険物仮貯蔵・仮取扱いに関しては、別に定める運用基準によるものとする。（徳島市運用基準〔令和3年4月1日施行〕）

(3) 場所の位置

仮貯蔵等を行うことのできる場所の位置は、政令第9条第1項第1号の規定を概ね準用するものとする。

(4) 仮貯蔵等承認の条件

ア 屋内において仮貯蔵等を承認する場合

(ア) 建築物は、壁、柱、はり及び屋根は耐火構造又は不燃材料で造られ、かつ、出入口は防火設備を設けた、専用の棟又は室とすること。

(イ) 仮貯蔵等をする建築物内に、危険物以外の物品が存する場合には、当該物品が存する場所との間を不燃材で造られた隔壁で完全に区分すること。

ただし、政令第26条第1項第1号ただし書きで定める場合には、当該規定を準用するものとする。

(ウ) 類を異にする危険物は、同一の建築物内部においては類を異にするごとに不燃材料で造られた隔壁で完全に区分すること。

ただし、政令第26条第1項第1の2号ただし書きで定める場合には、当該規定を準用するものとする。

(エ) 電気設備は、電気工作物に係る法令の規定によること。

イ 屋外において仮貯蔵等を承認する場合

(ア) 排水及び通風のよい場所とし、その周囲には不燃材料で造られた塀又はさくを設けること等により明確に区画すること。

(イ) 前記（ア）の塀又はさく等の周囲には、貯蔵し、又は取り扱う危険物の指定数量の倍数に応じ、政令第16条第1項第4号に掲げる空地の幅の概ね2分の1以上の空地を保有すること。

ただし、高引火点危険物のみを貯蔵し、又は取り扱う場合は、規則第24条の12第2項第2号に掲げる空地の幅の概ね2分の1以上の空地を保有すること。

- (ウ) 第2類の危険物のうち硫黄、硫黄のみを含有するもの若しくは引火性固体又は第4類の危険物のうち第1石油類、アルコール類、第2石油類、第3石油類、第4石油類若しくは動植物油類以外の危険物の仮貯蔵等は承認しないものとする。

(5) 申請の方法

- ア 一の仮貯蔵等の場所ごとに申請すること。
イ 仮貯蔵と仮取扱が同一の場所で、かつ、同時に行う場合は一括申請すること。

(6) 申請書の記載方法

- ア 貯蔵又は取扱いの概要は、目的及びその方法について記載すること。
イ 付近の火気使用の状況は、敷地内の最も近い場所における使用火気の種類等について記載すること。
ウ その他必要な事項は、危険物取扱者の氏名及び緊急時の連絡方法等を記載すること。
エ 上記のほか、第1節3の例によること。

(7) 添付図書

- ア 仮貯蔵等の目的を記載した書面
イ 付近見取図（特定事業所は除く）
ウ 現場平面図

案内図及び仮貯蔵取扱場所の位置、周囲の状況、標識、掲示板、防消火設備種類、位置等を明記

- エ 危険物を貯蔵し、又は取り扱うタンクの関係図書
オ 区画の方法、地盤の状況に関する図書
カ 火災予防上の措置に関する書面
キ その他必要書類

(ア) 配管等（耐圧気密試験方法の記載）

(イ) その他必要な図書

(8) 消火設備

仮貯蔵等を行う場所には、危険物の性質、数量等に応じて政令別表第5に掲げる第4種又は第5種の消火設備を、その能力単位の数値が、屋外にあっては危険物の、屋内にあっては危険物及び建築物の所要単位の数値に達するように設けること。

(9) 貯蔵及び取扱いの基準

仮貯蔵等における危険物の貯蔵又は取扱いの全てに共通する技術上の基準は、政令第4章の規定を準用するものとする。

3 タンクコンテナによる危険物の仮貯蔵承認申請（H. 4. 6. 18 消防危第52号通知）

荷積み待ち等により一定の場所に危険物のタンクコンテナを仮貯蔵する場合については、次によること。

なお、仮貯蔵の基準を適用するか、又は、屋内貯蔵所若しくは屋外貯蔵所の基準を適用するかについては、危険物の種類、貯蔵期間等に応じ、申請者の選択によることができるものであること。

(1) 仮貯蔵承認申請の対象となるもの

荷積み待ち等により一定の場所に指定数量以上の危険物を収納したタンクコンテナを相当期間留める場合

(2) 仮貯蔵等承認申請の留意事項

ア 申請者が同一であれば、同一時期に同一場所で複数のタンクコンテナを仮貯蔵する場合は、一の仮貯蔵とすることができる。

イ タンクコンテナの安全性及び輸送工程の複雑さを考慮し、仮貯蔵の承認に係る事務の迅速化を図ること。

ウ 申請書の記載方法及び添付図書等

(ア) 申請書は、2(6)の例によること。

(イ) 仮貯蔵の承認申請書に添付する書類については、次に掲げる事項を記載した書類とするが、必要最小限に留め、申請者に過重な負担をかけないようにすること。

a 屋外での仮貯蔵

当該仮貯蔵場所を含む敷地内の主要な建築物その他の工作物の配置及び周囲の状況を表した見取図

b 屋内での仮貯蔵

aに定めるもののほか、建築物の仮貯蔵に供する部分の構造を表した図

エ 次の場合においては、新たな仮貯蔵又は仮取扱いの承認は要しないものであること。

(ア) 複合輸送において、船舶から貨車又は貨車から船舶へタンクコンテナを積み込むために、栈橋、岸壁若しくはコンテナヤードと同一又は隣接した敷地の鉄道貨物積卸場との間において、一時的にタンクコンテナを車両に積載して運ぶ場合

(イ) コンテナ船又は貨車の到着前に積載式移動タンク貯蔵所の設置又は変更許可を受けた場合において、コンテナ船又は貨車の到着後に完成検査を受けるためにタンクコンテナを埠頭、コンテナヤード等に一時的に留める場合

(ウ) 車両の駐停車が禁止されている等の事由により、コンテナヤード等で完成検査を受けることができない場合において、完成検査を受けるためタンクコンテナを車両に積載して同一又は隣接した別の場所に移動する場合

(3) 技術上の基準に係る指針

ア 屋外における仮貯蔵等

(ア) 仮貯蔵等をする場所

a 仮貯蔵場所は、湿潤でなく、かつ、排水及び通風のよい場所であること。

b 仮貯蔵場所の周囲には、3 m以上の幅の空地を保有すること。ただし、政令第9条第2項に定める高引火点危険物のみを貯蔵する場合又は不燃材料（規則第10条に定める不燃材料をいう。）で造った防火上有効な塀を設けることにより、消防長又は消防署長が安全であると認めた場合は、この限りでない。

c 仮貯蔵場所は、ロープ等で区画するか、白線等で表示すること。

(イ) 標識板等

仮貯蔵等をする場所には、見やすい箇所に「消防法による仮貯蔵・仮取扱承認済」である旨を表示した標識板を設けること。この標識板には、危険物の類、品名、最大大数量、承認年月日、番号を記載するとともに、貯蔵・取扱いする危険物の性状に応じた注意事項（「火気厳禁」、「禁水」等）、管理責任者及び緊急時の連絡先を表示

した掲示板を適宜設けること。

(ウ) 消火設備

仮貯蔵等をする場所には、貯蔵・取扱いする危険物に応じて政令別表第5に掲げる第4種又は第5種の消火設備を、その能力単位の数値が危険物の所要単位の数値に達するように設けること。

(エ) 仮貯蔵等をする際の火災予防に係る事項

- a 仮貯蔵等をする場所には、「関係者以外立入禁止」の表示を掲げる等関係のない者をみだりに出入りさせない措置を講じること。
- b 仮貯蔵等をする場所には、みだりに空箱その他の不必要な物件を置かないこと。
- c 仮貯蔵等をする際は、危険物以外の物品を貯蔵・取扱いしないこと。
- d タンクコンテナを積み重ねる場合は、同じ類の危険物を貯蔵するタンクコンテナに限るものとし、かつ、地盤面からタンクコンテナ頂部までは6 m以下とすること。
- e タンクコンテナ相互間には、点検のため間隔を設けること。
- f 危険物の管理責任者は、適宜巡回し、タンクコンテナの異常の有無及びaからeまでを確認すること。

イ 屋内における仮貯蔵等

(ア) 仮貯蔵等をする場所

- a 仮貯蔵等をする場所は、壁、柱、床、はり及び屋根が耐火構造（建築基準法第2条第7号の耐火構造をいう。）又は不燃材料で造られ、かつ、出入口に防火設備を設けた専用室とすること。
- b aの専用室の窓にガラスを用いる場合は、網入りガラスとすること。

(イ) その他

前記(3)アの(イ)から(エ)までの例によること。

4 休止中の地下貯蔵タンク及び地下埋設配管の漏れの点検期間延長申請

(H. 22. 6. 28 消防危第130号通知)

市危規則第8条の2による漏れの点検期間延長の申請は、次によること。

(1) 漏れの点検期間及び点検記録保存期間延長の事由

危険物の貯蔵及び取扱いが休止されたことの承認は、次の措置が講じられていることを要件とすること。

ア 危険物が清掃等により完全に除去されていること。

イ 危険物又は誤って可燃性の蒸気が流入するおそれのある注入口又は配管に閉止板を設置する等、誤って危険物が流入するおそれがないようにするための措置が講じられていること。

(2) 危険物の貯蔵及び取扱いを再開する場合の漏れの点検の実施時期

規則第62条の5の2第2項ただし書き及び第62条の5の3第2項ただし書きの規定に基づき漏れの点検の期間が延長された後、所有者等が申請した期間延長後の漏れの点検予定日より前に危険物の貯蔵又は取扱いを再開する場合には、地下貯蔵タンク等の所有者等は、次のア又はイに定める期限までに漏れの点検を実施すること。

ア 延長申請前の漏れの点検の実施期限までに危険物の貯蔵及び取扱いが再開される場合にあっては、延長申請前の漏れの点検の実施期限

イ 延長申請前の漏れの点検の実施期限より後で、かつ、期間延長後の漏れの点検予定日以前に危険物の貯蔵及び取扱いが再開される場合にあっては、再開の日の前日

(3) 申請書の記載方法は、第 1 節 3 の例によること。

第 4 節 予防規程制定（変更）認可申請

1 申請の方法

法第14条の2に基づき予防規程の作成が義務付けられている製造所等が2以上ある場合、すべての製造所等を含め事業所単位に一の予防規程として認可申請することができるものであること。

予防規程としては該当する個々の製造所ごとに作成するよりは、むしろ災害発生に関連性及び企業の有機的、一体的運営を勘案し、事業所単位に一の予防規程に集約し、該当するすべての危険物施設を網羅するように規定することが適当である。

(S. 40. 11. 2 自消丙予発第178号通知)

2 申請書の記載方法

(1) 製造所等の別は、事業所の代表的な一の製造所等を記載し、その施設の名称及び許可番号を併記すること。

(2) 危険物の類、品名、最大数量及び指定数量の倍数は、上記(1)により記載した製造所等について記載すること。

(3) 上記(1)、(2)で記載した製造所等以外は、これらの項目を一覧表にしたものを添付すること。

(4) その他、第 1 節 3 に準じて記入すること。

3 認可の基準

(1) 予防規程の認可は、記載内容を審査し、法第10条第3項の技術上の基準に適合しているか否かをその判定の基準とすること。

(2) 予防規程が次のいずれかに該当するときは、認可を与えないこと。

ア 基本的事項が明確でないとき。

イ 予防規程に政令第4章の規定に違反するものがあるとき。

ウ その他火災予防上不適当と認められる事項があるとき。

(3) 予防規程の認可にあたって、製造所等の存する事業所の社内規定が消防法上の予防規程制定（変更）認可申請規定の要件を満たしていれば、当該社内規定を予防規程として認可することができるものであること。

ただし、予防規程制定又は変更の認可後に、予防規程の制定が必要若しくは不要となった施設が生じた場合であって、当該予防規程を変更することなく、これら施設に当該予防規程を適用若しくは除外しようとするときは、その旨を届出ることをもって足りるものであること。

4 予防規程の内容

予防規程は、法第10条第3項の技術上の基準に適合し、かつ、規則第60条の2に規定するもののほか、次の各項目について定めること。ただし、当該製造所等において貯蔵し、又は取り扱う危険物の種類若しくは数量又は製造所等の施設、人員その他の状況により、火災の予防上支障がないと認めたときは、その一部を省略することができる。

- (1) 予防規程の適用範囲及び遵守に関すること。
- (2) 予防規程の改廃の手續及び取扱いの方法に関すること。
- (3) 危険物の性状及び貯蔵並びに取扱いの方法に関すること。
- (4) 請負業者等社外者に対する保安上必要な事項の周知方法、確認方法等に関すること。
- (5) 顧客に自ら給油等をさせる給油取扱所にあつては、顧客に対する監視その他保安のための措置に関することとして、次の事項を定めること。(H. 10. 3. 13 消防危第25号通知ほか)
 - ア 監視等を行う危険物取扱者及びその指揮下で監視等を行う従業者（以下「危険物取扱者等」という。）の体制
 - イ 監視等を行う危険物取扱者等に対する教育及び訓練
 - ウ 監視等を行う危険物取扱者等の氏名の表示
 - エ 顧客用固定給油設備の1回の給油量及び給油時間の上限並びに顧客用固定注油設備の1回の注油量及び注油時間の上限の設定
 - オ 顧客用固定給油設備及び顧客用固定注油設備の日常点検
 - カ 監視等を行う危険物取扱者等の職務
 - キ 顧客自らの給油作業時等の取扱い基準
- (6) 24時間営業を行う給油取扱所にあつては、夜間の保安体制及び業務の引継ぎ等に関すること。
- (7) 給油取扱所等における単独荷卸しに関すること
 - ア 給油取扱所等における単独荷卸しについては、次の項目が網羅されるように策定すること。
 - (ア) 単独荷卸しが行われる給油取扱所等の危険物保安監督者及び従業員に対する教育に関すること。（規則第60条の2第1項第4号関係）
 - (イ) 給油取扱所等に設置する単独荷卸しに係る安全対策設備の維持管理に関すること。（規則第60条の2第1項第5号関係）
 - (ウ) 単独荷卸しの実施に関すること。（規則第60条の2第1項第7号関係）
 - (エ) 単独荷卸しにおいて、事故等の異常事態が発生した場合の対応に関すること。（規則第60条の2第1項第11号関係）
 - (オ) 単独荷卸しの仕組み（給油取扱所等に設置する安全対策設備、運送業者及び石油供給者が実施すべき事項）に関すること。（規則第60条の2第1項第14号関係）
 - (カ) 単独荷卸し時における給油取扱所等の危険物保安監督者、従業員の体制に関すること。（規則第60条の2第1項第14号関係）
 - イ 給油取扱所等の予防規程に添付する書類は、次のとおりとすること。
 - (ア) 石油供給者又は自ら単独荷卸しを行う運送業者の構築した単独荷卸しの仕組みを記載した書類
 - (イ) 当該給油取扱所等において、単独荷卸しを実施する運送業者名

- (ウ) 石油供給者又は自ら単独荷卸しを行う運送業者が、単独荷卸しの仕組みに基づき、単独荷卸しを実施することを当該給油取扱所等に対して確約した書類（契約書等）
- ウ 予防規程の作成義務のない給油取扱所等にあっても、上記の項目に準じて「単独荷卸し実施規程」を策定すること。

エ 単独荷卸しに係る運用について

単独荷卸しに係る運用については執務資料 9 「給油取扱所等における単独荷卸しに係る運用について」によること。

※ 参考通知

「給油取扱所等における単独荷卸しに係る運用について」（H. 17. 10. 26 消防危第245 号通知、H. 30. 3. 30 消防危第44 号通知）

(8) 携帯型電子機器の使用に関すること

ア 給油取扱所において携帯型電子機器を使用する場合にあつては、次に掲げる事項について定めること。

- (ア) 携帯型電子機器の仕様、当該携帯型電子機器への保護措置
- (イ) 携帯型電子機器の用途、使用する場所及び管理体制
- (ウ) 携帯型電子機器の使用中に火災等の災害が発生した場合に取るべき措置（規則第60条の2第1項第11号関係）

イ この場合において、給油空地等で使用する携帯型電子機器は、防爆構造のもの又は次のいずれかの規格に適合しているか確認する必要があるため、使用する携帯型電子機器の仕様書等を申請書に添付すること。

- (ア) 国際電気標準会議規格 IEC 60950-1
- (イ) 日本産業規格 JIS C 6950-1（情報技術機器—安全性—第1部：一般要求事項）
- (ウ) 国際電気標準会議規格 IEC 62368-1
- (エ) 日本産業規格 JIS C 62368-1（オーディオ・ビデオ、情報及び通信技術 機器—第1部：安全性要求事項）

参考：IEC 60950-1 は、電気的な事務機器及び関連機器を含み、主電源又は電池で動作する、定格電圧が600V 以下の情報技術機器の安全性について規定する国際規格であり、火災の危険性、機器に触れることのできる操作者等に対する感電又は傷害の危険性を減らすための要求事項を規定している。そして、当該規格に基づき、JIS C 6950-1が策定されている。

また、IEC 62368-1 及びJIS C 62368-1 は、IEC 60950-1 及びJIS C 6950-1 と同様の安全性を規定した規格であり、将来的に置き換わることが予定されているが円滑な移行の観点から、現在は併存して用いられている。

なお、現在のJIS C 62368-1 では、JIS C 6950-1 に適合するコンポーネント及び部分組立品は、追加評価なくJIS C 62368-1 の適用範囲とする機器の一部として認めるとされている。

※ 参考通知

「給油取扱所において携帯型電子機器を使用する場合の留意事項等について」（H. 30. 8. 20 消防危第154 号通知）

(9) 呼び出しに応じて給油等を行う給油取扱所にあつては、危険物施設の運転又は作業に関

することとして、火災危険性を低減するうえで重要である係員が給油取扱所に臨場していない時の安全確保策及び係員が来客等を覚知した際の適切な対応について、次の事項を定めること。

ア 係員が給油取扱所にいないときは、給油ノズル及び注油ノズルをロックする等、顧客自らによる危険物の取扱いやいたずらを防止する措置を講ずること。

イ 給油取扱所への車両や人の進入又は異常を覚知した際は、直ちに給油取扱所の状況を確認するとともに適切な対応をとること。

※ 参考通知

「呼び出しに応じて給油等を行う場合における安全確保策に関する指針について」

(H. 28. 3. 25 消防危第44 号通知)

(10) 顧客に自ら給油等をさせる給油取扱所において、可搬式の制御機器を使用する場合にあっては次の事項について定めること。

ア 可搬式の制御機器は、「給油取扱所において携帯型電子機器を使用する場合の留意事項等について」(H. 30. 8. 20 消防危第154 号)の1に掲げる規格等に適合するものとし、肩掛け紐付きカバーやアームバンド等の落下防止措置を講ずること。

イ 火災等の災害発生時においては、一斉停止や緊急通報等の応急対応以外での可搬式の制御機器の使用は中止し、安全が確保されるまでの間は使用しないこと。

ウ 火災発生時に初期消火を迅速に実施できるよう、固定給油設備等の近傍や事務所出口等の適切な場所に消火器を配置すること。

エ 火災等の災害発生時における応急対応を含め、可搬式の制御機器による給油許可を行う上で必要な教育・訓練を実施すること。

※ 参考通知

「顧客に自ら給油等をさせる給油取扱所における可搬式の制御機器の使用に係る運用について」(R. 2. 3. 27 消防危第87 号通知)

(11) 給油取扱所において屋外での物品の販売等の業務を行う場合にあっては、次の事項について定めること。

ア 出火・延焼防止上の留意事項

(ア) 物品販売等の業務において、火災の発生や延焼拡大の危険性を増大させないよう、裸火等の火気を使用しないことや、「給油取扱所に電気自動車用急速充電設備を設置する場合における技術上の基準の運用について」(H. 24. 3. 16 消防危第77号)に示されている可燃性蒸気の滞留するおそれのある場所では防爆構造の機器等を使用することを徹底すること。

(イ) 防火塀の周辺において物品を展示等する場合は、防火塀の高さ以上に物品等を積み重ねないようにすること等、延焼拡大の危険性を増大させないようにすること。

(ウ) 消火器や消火設備の使用の妨げとなる場所に物品を展示等しないこと。

イ 危険物の取扱い作業上の留意事項

車両への給油、容器への詰替えや地下タンクへの荷卸し等、危険物の取扱い作業を行う際に必要な空間が確保されるよう、物品の配置や移動等の管理を適切に実施するための運用方法を計画し、必要な体制を構築すること。

ウ 火災時の避難に関する留意事項

火災時における顧客の避難について、あらかじめ避難経路や避難誘導體制等に係る計画を策定すること。

エ 人・車両の動線に関する留意事項

物品販売等を行う場所は、人や車両の通行に支障が生じない場所とすること。

なお、この場合において、必要に応じて、人・車両の動線をわかりやすく地盤面上に表示することや、ロープ等で明確にすることも検討すること。

※ 参考通知

「給油取扱所における屋外での物品の販売等の業務に係る運用について」

(R. 2. 3. 27 消防危第88号通知)

- (12) 圧縮天然ガス等充填設備設置給油取扱所にあつては、圧縮天然ガス等による災害その他の非常の場合にとるべき措置に関する事項を定めること。また、圧縮天然ガススタンドのディスペンサー及びガス配管を給油空地に設置する場合は、危険物施設の運転又は操作に関することとして、固定給油設備の1回の連続したガソリン等の給油量の上限を設定することについて定めること。

※ 参考通知

「圧縮天然ガス等充填設備設置給油取扱所の技術上の基準に係る運用上の指針について」

(H. 10. 3. 11 消防危第22号通知、H. 29. 1. 26 消防危第31号通知)

- (13) 圧縮水素充填設備設置給油取扱所にあつては、圧縮水素等による災害その他の非常の場合にとるべき措置に関する事項を定めること。

※ 参考通知

「圧縮水素充填設備設置給油取扱所の技術上の基準に係る運用上の指針について」

(H. 27. 6. 5 消防危第123号通知)

- (14) プラントにおけるドローンの安全な運用に関すること

ア ドローンによる危険物施設等の点検や災害時の現場確認等を行う際は、危険物の規制に関する規則第60条の2第1項第5号の「危険物の保安のための巡視、点検及び検査に関すること」及び同項第11号の「災害その他の非常の場合に取るべき措置に関すること」等について定めること。

この際、「プラントにおけるドローンの安全な運用方法に関するガイドラインに従って運用する」等の旨を追加すること。

イ 関連文書として、飛行計画書の写しを添付すること。

※ 参考通知

「プラントにおけるドローンの安全な運用方法に関するガイドラインについて」

(H. 31. 3. 29 消防危第51号、R. 2. 3. 27 消防危第74号、R. 4. 4. 20 消防危第92号)

- (15) 危険物施設における非防爆機器（センサーやタブレット等）の安全な運用に関すること

ア センサーやタブレット等を用いた危険物施設の点検や災害時の現場確認等を行う際（第二類危険箇所に限る。）は、規則第60条の2第1項第5号の「危険物の保安のための巡視、点検及び検査に関すること」及び同項第11号の「災害その他の非常の場合に取るべき措置に関すること」等について定めること。

この際、「プラント内における危険区域の精緻な設定方法に関するガイドラインに従

って運用する」等の旨を追加すること。

イ 関連文書として、危険物施設の所有者等において作成された「自主行動計画」を添付すること。

※ 参考通知

「危険物施設における可燃性蒸気の滞留するおそれのある場所に関する運用について」
(H. 31. 4. 24 消防危第84号、R. 2. 1. 23 消防危第21号)

(16) 危険物施設における風水害対策に関すること

危険物施設が所在する地域のハザードマップを参照し、浸水想定区域、土砂災害警戒区域及び浸水高さ等の確認を行い、被害の発生が想定される場合は、次によること。

ア 規則第60条の2第1項第11号の「災害その他の非常の場合に取るべき措置に関すること」について定めること。

イ 次のとおり計画や実施要領等を策定し、関連文書として添付すること。

- (ア) 危険物施設において、大雨や台風の接近に伴い被害等の発生が想定される場合には、被害発生危険性を回避・低減するために必要な措置を検討し、計画を策定すること。
- (イ) 計画の策定に当たっては、タイムライン（防災行動計画）を考慮し、気象庁や地方公共団体等が発表する防災情報（避難情報、大雨、暴風、土砂災害警戒情報等）の警戒レベル等に応じ、計画的な操業の停止や規模縮小、危険物の搬入・搬出の時期や経路の変更等に関する判断基準や実施要領を策定すること。
- (ウ) 浸水及び土砂の流入、これに伴う危険物の流出を防止・低減するための方策を講ずる場合には、関連の技術情報（規格・指針等）を基に所期の機能を確保すること。
- (エ) 計画策定後においては、実施要領等に基づき教育訓練を行い、従業者等の習熟を図るとともに、対策実施に必要な時間を確認してタイムラインとの整合性を確保すること。

※ 参考通知

「危険物施設の風水害対策ガイドラインについて」（R. 2. 3. 27 消防危第86号）

「建築物における電気設備の浸水対策ガイドラインを踏まえた危険物施設における風水害対策の推進について（情報提供）」（R. 2. 6. 19 事務連絡）